

# 宮崎県社会的養育推進計画（素案）

（令和2年度～令和11年度）

令和2年 月  
宮 崎 県



# 目 次

I	社会的養育の体制整備に係る基本的考え方及び全体像	1
1	計画策定に至った経緯	1
(1)	平成16年改正児童福祉法	1
(2)	「社会的養護の課題と将来像」(平成23年)	1
(3)	平成28年改正児童福祉法	1
2	計画策定の趣旨	2
3	基本理念	2
4	計画の構成	3
5	計画期間	3
6	他の計画との関係	3
II	当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)	4
1	子どもの権利擁護の取組	4
(1)	現状	4
(2)	児童養護施設等措置児童及び里親等委託児童の意見	4
(3)	課題	12
(4)	推進の方向性	12
(5)	具体的な取組	13
2	児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する仕組みの構築について	13
(1)	現状	13
(2)	課題	14
(3)	推進の方向性	14
(4)	具体的な取組	14
3	指標	14
III	市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組	15
1	現状と課題	15
(1)	子育て世代包括支援センターについて	15
(2)	市区町村子ども家庭総合支援拠点について	17
(3)	市町村の支援メニューの充実について	19
(4)	母子生活支援施設について	19
(5)	児童家庭支援センターについて	19

2	推進の方向性	20
(1)	子育て世代包括支援センターについて	20
(2)	子ども家庭総合支援拠点について	20
(3)	市町村の支援メニューの充実について	20
(4)	母子生活支援施設について	20
(5)	児童家庭支援センターについて	20
3	具体的な取組	21
(1)	子育て世代包括支援センターについて	21
(2)	子ども家庭総合支援拠点について	21
(3)	市町村の支援メニューの充実について	21
(4)	母子生活支援施設について	21
(5)	児童家庭支援センターについて	22
4	指標	22
<b>IV</b>	<b>各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み</b>	<b>23</b>
1	児童人口に基づく推計	23
2	一時保護児童数の伸びに基づく推計	24
3	養子縁組の増加による代替養育必要子ども数の減	26
4	代替養育必要子ども数	27
<b>V</b>	<b>里親等への委託の推進に向けた取組</b>	<b>28</b>
1	里親やファミリーホームの子ども数の状況	28
(1)	現状	28
(2)	今後の見込み	30
2	フォスターリング業務の包括的な実施体制	39
(1)	現状	39
(2)	課題	39
(3)	推進の方向性	40
(4)	具体的な取組	41
3	指標	43
<b>VI</b>	<b>特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組</b>	<b>44</b>
1	現状	44
2	課題	44

3	推進の方向性	45
4	具体的な取組	45
5	指標	46
<b>VII</b>	<b>施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組</b>	<b>47</b>
1	本県の施設で養育が必要な子ども数の見込み	47
(1)	施設で養育が必要な子ども数	47
(2)	施設定員の算定のための係数による調整	47
(3)	施設定員の算定のための一時保護委託の増加対応に係る調整	48
(4)	施設定員(係数及び委託一時保護調整後)	50
2	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	50
(1)	現状	50
(2)	課題	51
(3)	推進の方向性	52
(4)	具体的な取組	53
3	指標	54
<b>VIII</b>	<b>一時保護改革に向けた取組</b>	<b>55</b>
1	一時保護所における一時保護児童数	55
(1)	現状	55
(2)	課題	58
(3)	具体的な取組	58
2	委託による一時保護	59
(1)	現状	59
(2)	課題	59
(3)	具体的な取組	59
3	一時保護専用施設	61
(1)	現状	61
(2)	課題	61
(3)	具体的な取組	62
4	一時保護に関わる職員の育成及び専門性向上	62
(1)	現状	62
(2)	課題	62
(3)	具体的な取組	62

5	一時保護の環境及び体制整備	62
(1)	現状	63
(2)	課題	65
(3)	具体的な取組	65
6	一時保護における子どもの権利擁護	66
(1)	現状	66
(2)	課題	69
(3)	具体的な取組	69
7	指標	70
<b>IX</b>	<b>社会的養護自立支援の推進に向けた取組</b>	<b>71</b>
1	現状	71
(1)	児童養護施設	71
(2)	自立援助ホーム	71
(3)	退所児童等アフターケアセンター	71
(4)	経済的支援	72
(5)	身元保証	72
2	児童養護施設措置児童及び里親等委託児童の意見	72
3	課題	76
4	推進の方向性	77
5	具体的な取組	77
(1)	代替養育における養育中から自立に向けた支援	77
(2)	自立に向けた段階的な支援	78
(3)	退所後の支援	78
(4)	生活安定・資格取得のための経済的支援、身元保証	78
6	指標	78
<b>X</b>	<b>児童相談所の強化等に向けた取組</b>	<b>79</b>
1	現状	79
2	課題	82
3	推進の方向性	83
4	具体的な取組	84
5	指標	84

# I 社会的養育の体制整備に係る基本的考え方及び全体像

## 1 計画策定に至った経緯

### (1) 平成16年改正児童福祉法

児童家庭福祉施策については、これまで国において、社会の変化に応じた累次の法改正が行われてきており、平成16年の児童福祉法改正においては、児童家庭相談に応ずることが市区町村の業務として、また、市区町村への必要な援助を行うことが都道府県の業務としてそれぞれ規定されたほか、要保護児童対策地域協議会の法定化や、乳児院や児童養護施設等の目的の一つとして当該施設を退所した者に対する相談援助を行うことなどが規定されました。

### (2) 「社会的養護の課題と将来像」(平成23年)

社会的養護の充実については、平成23年7月、厚生労働省による「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」及び「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」において「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、その中で、今後の日本の社会的養護においては、原則として里親及びファミリーホーム(以下「里親等」という。)への委託を優先するとともに、施設による養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくという方向性が示され、十数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の児童の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられました。

この目標を計画的に推進するために、平成24年10月に開催された「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」において、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」が取りまとめられ、平成27年度から平成41年度までの15年間の計画期間として、各施設においては「家庭的養護推進計画」、都道府県は「都道府県推進計画」を策定し、これに沿って地域の実情に即した取組を推進することとされました。

こうしたことを踏まえ、本県においても、地域の実情に即しながら、施設の小規模化や地域分散化等を推進するために、平成27年10月に「宮崎県家庭的養護推進計画」を策定し、平成41年度までに里親等委託率を35%とする目標の実現を目指し取組を進めてきました。

### (3) 平成28年改正児童福祉法

平成28年に児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)(以下「平成28年改正児童福祉法」という。)が公布され、昭和22年の児童福祉法制定時から見直されていなかった理念規定を見直し、子どもが権利の主体であることが明確化されるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたほか、市町村・都道府県・国の役割と責務の明確化や、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の対応、被虐待児童の自立支援のための措置などについて規定されました。

このうち家庭養育優先原則においては、国及び地方公共団体は、児童が「家庭」において心身ともに健やかに養育されるよう児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者。)を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、特別養子縁組や普通養子縁組を

進めるとともに、代替養育においては、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることとされました。

この法改正を受けて、国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が平成29年8月に取りまとめられ、市区町村における子ども家庭支援体制の構築や、児童相談所・一時保護改革、里親への包括的支援体制(フォスタリング機関)の構築、乳児院・児童養護施設等の施設の高機能化及び多機能化、特別養子縁組の推進、子どもの自立支援などの取組に係る改革の工程と具体的な数値目標が示されました。

このうち、里親等委託率(代替養育を受けている子どものうち里親等委託されている子どもの割合)については、実親支援や養子縁組の利用促進を進めた上で、愛着形成等子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ、フォスタリング機関の整備と合わせ、3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親等委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親等委託率50%以上を実現すべきであるという目標が示されています。

これらを受けて、国からは、平成30年7月に全都道府県に対し、既存の都道府県家庭的養護推進計画を見直し、国の示す「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(以下「策定要領」という。)に基づき、社会的養育に関する新たな都道府県計画を2019年度までに策定するよう要請がなされました。

このため、本県においても、宮崎県家庭的養護推進計画を見直し、新たな社会的養育推進計画を策定することとしたものです。

## 2 計画策定の趣旨

本計画は、子どもが権利の主体であるとの認識の下、養育において支援や保護を必要とする子どもの最善の利益を実現するため、本県の目指すべき社会的養育の全体像とその実現に向けた方策を明示するものです。

## 3 基本理念

本計画の基本理念は次のとおりとします。

**養育において保護や支援を必要とする子どもの最善の利益の実現**



#### 4 計画の構成

本計画は、策定要領に基づき、以下の事項について記載します。

- ① 当事者である子どもの権利擁護
- ② 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- ③ 里親等への委託の推進に向けた取組
- ④ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑤ 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑥ 一時保護改革に向けた取組
- ⑦ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑧ 児童相談所の強化に向けた取組

#### 5 計画期間

本計画は、令和2年度を始期とする令和11年度までの10年間を計画期間とします。

なお、令和2年度から令和6年度までの前期、令和7年度から令和11年度までの後期に分け、令和6年度末及び各期の中間年を目安として進捗状況の検証を行います。検証結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### 6 他の計画との関係

本計画については、本県の「第2期みやぎ子ども・子育て応援プラン」の内容と整合するものになります。

また、本計画の推進に当たっては、児童養護施設及び乳児院が作成する社会的養育推進計画と調整を行いながら取り組むこととします。

## Ⅱ 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

### 1 子どもの権利擁護の取組

#### (1) 現状

平成28年改正児童福祉法においては、子どもが権利の主体であることが明記されています。

また、「新しい社会的養育ビジョン」においては、子どもは年齢に応じた意見表明権を持ち、子どもが自らの意見を表明でき、適切な応答関係を保障されることは、子どもの発達の基盤となるとされ、意見を表明することが困難な場合にはアドボケイト\*を利用できる制度を創設する必要があるとされています。

県では、乳児院・児童養護施設等の施設や里親の下で生活する子ども自らが、権利の主体であることを認識し意見を表明する権利を行使することができるように、「子どもの権利ノート」を施設入所児童向けと里親等委託児童向けの2種類作成し、対象となる全ての子どもに配付しています。

また、児童相談所の職員が施設や里親の下で暮らす子どもを定期的に訪問し、面談することにより、子どもの状況を確認するとともに、困ったことがないかなど子どもの意見を聴取しています。

児童養護施設においては、意見箱等の設置や定期的な面談を行うなどして、子どもが意見や苦情を表明しやすい環境づくりを行っています。

#### (2) 児童養護施設等措置児童及び里親等委託児童の意見

現状を踏まえ、当事者である子どもたちがどのように感じているかを把握するため、児童養護施設に入所している子どもや里親等に養育されている子どもに対し、児童相談所の職員がヒアリングによる調査を行いました。

調査は、令和元年7月から8月に児童養護施設、里親、ファミリーホームに措置されている小学1年生以上の子ども351人（児童養護施設306人、里親39人、ファミリーホーム6人）を対象とし、うち、258人（児童養護施設237人、里親15人及びファミリーホーム4人）に対し、調査を行うことができました。回答率は、73.5%（児童養護施設77.5%、里親・ファミリーホーム46.7%）でした。

調査に当たっては、子ども等が意見を表明しやすいよう、施設職員や里親が同席しない所で行いました。

子どもの権利擁護に関する調査の結果は、以下に示すとおりです。

#### ア 児童養護施設に入所している子どもへの調査結果

##### ① 施設職員に自分の意見を伝える機会の有無について

全体の約4分の3が「ある」と答えています。その一方で、約4分の1に当たる60人が「ない」と回答しており、そのうち25人が「言うことがない」「どうやって言えばいいかわからない」といった回答をしています。

---

#### ※ アドボケイト

自分の意思や主張を表明しづらい立場である子どもの意見表明する権利を保障する機関や仕組みのことを言い、子どもの意見が適切に表明される仕組みを構築することが求められています。

- ② 「ある」と回答した子どものうち、意見を伝える相手について  
意見を伝える相手では、「担当職員」が最も多く、次いで、「その他の職員（心理担当職員や家庭支援専門相談員、主任、話しやすい職員など）」、「施設長」となっています。  
また、職員以外に伝える相手として、「友達」、「家族・親戚・きょうだい」、「学校の先生」などが挙げられています。
- ③ 伝える機会が「ない」と回答した子どもの意見  
伝える機会が「ない」と回答した者のうち「誰にも言わない」が8人、「話しても変わらない、無駄」が1人ありました。
- ④ 自分の意見を伝える方法について  
「自分から話しに行く」が116人と最も多く、次いで「定期的な面接」、「日記に書く、紙に書く」となっています。
- ⑤ 自分の意見を伝えやすくするための方法（提案）について  
「職員からの働きかけ（1対1の面談、定期的な面談の実施）」が25人、「職員の普段のかかわり（声かけの程度、話を聞いてほしい）」が15人、「職員の対応の改善、（信頼関係づくり、態度）」が11人となっており、職員の関わりに対する希望・提案が最も多くなっています。ほかに、「相談内容を漏らさないでほしい」など、施設での相談内容の共有や対応についての要望も挙がっています。  
一方、103人が「話すことがない、困っていることがない」「今のままでよい」と回答しています。

## イ 里親、ファミリーホーム入所児童への調査結果

- ① 里親・ファミリーホームで自分の意見を伝える機会の有無について  
21人中14人が「ある」と回答しています。その一方で6人が「ない」と回答していますが、そのほとんどが「言うことがない」「どうやって言えばいいかわからない」と回答しています。
- ② 自分の意見を伝えやすくするための方法（希望・提案）について  
「アンケートをとる」、「相談内容を漏らさないでほしい」がありました。また、11人が「特にない」、「今のままでよい」と回答しています。

○表 2-1 職員・里親等に意見・気持ちを伝える機会の有無  
【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
ある	177	74.7
ない	60	25.3
合計	237	100.0

【里親委託児童・ファミリーホーム入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
ある	14	66.7
ない	6	28.6
未回答	1	4.8
合計	21	100.0

※「ない」には『言うことがない』などの回答も含む。

○表 2-2 気持ちを伝える相手 (複数回答)  
【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
施設長	14	5.0
担当職員	143	50.7
その他職員	46	16.3
児相職員	7	2.5
その他	72	25.5
合計	282	100.0

○表 2-3 気持ちを伝える手段・方法 (複数回答)

【施設入所児童】

気持ちを伝える手段

項目	回答数	割合 (%)
意見箱	23	13.9
児童相談所に相談する	2	1.2
職員に相談する	141	84.9
合計	166	100.0

職員への相談方法

項目	回答数	割合 (%)
定期面接	32	20.1
自分から相談に行く	116	73.0
日記を書く、紙に書く	4	2.5
個室で話す	1	0.6
未回答	6	3.8
合計	159	100.0

【里親委託児童・ファミリーホーム入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
定期面接	1	4.8
自分から相談に行く	8	38.1
特にない	1	4.8
未回答	11	52.4
合計	21	100.0

○表 2-4 自分の意見・気持ちを伝えやすくするための提案・希望（複数回答）  
【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
職員の対応の改善、信頼関係づくり、態度	11	5.7
自分から言う、いい方	12	6.3
(職員や相手に) 怒られないなら、話せる	2	1.0
働きかけ、1対1の面談、定期的な面談	25	13.0
職員の普段のかかわり、声かけの程度、話を聞いてほしい	15	7.8
相談内容を漏らさないでほしい	5	2.6
児童会で言う	1	0.5
意見箱を活用する、紙に書いて伝える	3	1.6
話すことがない、困っていることがない、特にない、思い つかない、わからない、知らないなど	86	44.8
今のままでよい	17	8.9
誰にも話さない、何も変わらない、言えない	6	3.1
自分で解決する	1	0.5
交換日記	1	0.5
その他	7	3.6
合計	192	100.0

【里親委託児童・ファミリーホーム入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
アンケートをとる	2	13.3
話を聞いてほしい	0	0.0
相談内容を漏らさないでほしい	1	6.7
その他	1	6.7
特にない、困っていることがない、思いつかないなど	8	53.3
今のままでよい	3	20.0
合計	15	100.0

## ウ 施設における権利擁護の取組

令和元年6月に児童養護施設等に対して子どもの権利擁護の取組に関する調査を行いました。調査は、「意見箱について」、「児童への意見聴取の機会について」、「その他」に分け、現状及び今後の取組状況を記載し、提出を依頼しました。調査の結果は次に示すとおりです。

### ① 意見箱の設置数

児童養護施設においては、一箇所当たり平均3個の意見箱が設置されています。主に玄関や各生活棟の共有スペース、管理室近くに設置されていますが、一部、他の子どもに投函している姿が見られないように、通路に置くななどの工夫をしている施設もあります。

### ② 意見箱の確認頻度

意見箱の確認頻度は、毎日が1施設、週1回が2施設、月2回が2施設、月1回が4施設でしたが、定期確認とは別に随時投函状況を確認しているとの回答でした。確認者は、施設長が4施設で、他の施設でも主任など特定の職員に定めています。また、意見箱に投函された内容について、施設で共有し、内容に応じて個別面談等を行う場合や、児童会等の機会を通じて回答する場合、関係機関等に連絡して対応する場合があります。

### ③ 子どもからの意見聴取の機会

全ての施設において施設職員による意見聴取の機会を設けています。また、その頻度は、随時対応のほかに、ほとんどの施設において1～2箇月に1回の頻度で意見聴取の機会を設けています。

### ④ 意見聴取を行う職員

子どもからの意見の聴取は、施設長や心理療法担当職員のほか、権利擁護担当者を定めて実施している施設もあります。

### ⑤ 子どもからの意見への対応

子どもからの意見に対して、職員間で共有し、内容に応じた対応方法を探っています。(対応方法については、②と同様)

全ての施設において、子どもからの意見に対して一職員で対応することなく、チーム又は施設職員全体で意見・対応方法を共有する取組を行っています。

### ⑥ 意見箱や定期面談以外の取組

定期的な子どもへのアンケート調査を実施している施設がありました。

また、子どもに対して子どもの権利ノートや意見箱の周知などを図っているほか、職員の資質向上として、研修の実施、チェックリストを用いたセルフチェック、外部ボランティア等の受入れなどの取組がされています。

※ 児童へのアンケート調査では、約4分の1の児童が「自分の意見を伝える機会がない」と回答していましたが、各施設への調査の結果、全ての児童養護施設において、意見箱の設置や定期的に面談を行うなど子どもの意見を聞

く機会が確保されていました。また、全ての児童養護施設において、相談及び対応について施設内で共有し、対応を検討する仕組みが作られており、施設によって、施設内での共有について、子どもに対してその必要性などを説明するなどの取組もなされています。

○表 2-5 意見箱について(児童養護施設等調査結果)

意見箱		設置箇所数	内容
合計		34箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関、各棟（ユニット）の生活スペース（談話室や管理室の近くなど）</li> <li>・ 一部、投函が見られないように、通路に置く施設もあり。</li> </ul>
一施設当たり平均		2.8	
確認頻度 (随時除く)	毎日	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半数以上が月1回程度の定期確認とし、定期確認とは別に随時、投函状況を確認している。</li> </ul>
	週1回	2	
	月2回	2	
	月1回	7	
確認者 (複数)	施設長	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見箱の確認者としては、「施設長」に定めている施設と、施設にて「担当者」を定めている場合がある。</li> <li>・ 確認者を一人の職員に限定する施設と、複数の職員で確認を行う施設がある。</li> </ul>
	担当者(主任、専門担当者等)	11	
確認・対応の流れ	内容の確認・共有		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見箱に投函された意見について、基本的に内容を職員間で共有し、対応を検討している。</li> <li>・ 施設によって、委員会等のチームを組んで検討する場合と、職員会議で共有する場合、担当者、主任、施設長で検討する場合等があり、共有方法については様々である。</li> </ul>
	対応について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急の事案については、施設内で共有し、即時対応を図っている。</li> <li>・ 回答者が特定される場合は、個別面談等を通じて、内容の確認や解決に向けた話し合いを行う場合もある。</li> <li>・ 職員間で対応方法を検討しており、単一の職員で確認、対応はしていない。</li> <li>・ 内容に応じて、個別に対応する場合と、児童会などを活用して意見と対応について子ども全体に伝える場合がある。</li> <li>・ 内容や投函者の意向に応じて、第三者委員会や、権利擁護委員会などに報告を行う。</li> </ul>
その他工夫			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもに意見箱の活用について、定期的に周知（全体、個別面接時）している。</li> <li>・ 子どもに要望・苦情を担当する職員や意見箱を確認する職員を提示している。</li> <li>・ 定期的に子どもへのアンケートを実施し、子どもが感じている悩みや困り、要望などを吸い上げている。</li> <li>・ 普段の子どもへの声かけ、関わりから、把握している。</li> <li>・ 定期的に職員間で権利擁護に関する話し合いの場を持っている。</li> </ul>



○表 2-6 子どもへの意見聴取の機会の確保について(児童養護施設等調査結果)

計画的な意見聴取		設置箇所数	内容
実施施設		12箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての児童養護施設において意見聴取の機会を持っている。</li> <li>乳児院については、生後～2歳までの子どもであるため、定期的な意見聴取は行っていない。</li> </ul>
	全体傾向		<ul style="list-style-type: none"> <li>随時対応のほかに、ほとんどの施設が概ね月1回～2箇月に1回程度の意見聴取の機会を持っている。</li> </ul>
聴取する職員	担当職員	月1～2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員は、基本的に随時、子どもからの相談や課題等への対応を通して、意見聴取を行っている。</li> <li>月1～2回程度、定期的に機会を設けている施設が5箇所(4割程度)。</li> </ul>
	心理療法担当職員	週1回～2箇月に1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理面接を通して、意見聴取を実施している施設が8箇所(6割強)。</li> </ul>
	施設長	月1回、年1～2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設長との面談を定めている施設が8箇所(6割強)。</li> <li>また、随時、問題等が生じた場合は施設長が対応している。</li> </ul>
	権利擁護担当		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設にて担当を定め、定期的な面談の機会を持っている施設もある。</li> </ul>
確認・対応の流れ	内容の確認・共有		<ul style="list-style-type: none"> <li>意見について、個別の悩みやすぐに解決できる内容であれば、面談を通して対応。</li> <li>内容に応じて、周囲との関係や施設全体に対する要望など、その場で解決できない内容であれば、職員間で共有し、対応方法を検討。</li> <li>緊急性の高い問題であれば、即時、施設長等に報告し、状況に応じて他機関への連絡も行う。</li> </ul>
	対応について		<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急の事案については、施設内で共有し、即時対応を図っている。</li> <li>回答者が特定される場合は、個別面談等を通じて、内容の確認や解決に向けた話し合いを行う場合もある。</li> <li>面接時に解決しない内容のものについては、職員間で共有・対応方法を検討した後、個別面談児童会又は等の機会をつかって子ども全員に伝えるなどして、説明・周知を行う。</li> </ul>
その他工夫	職員向け		<ul style="list-style-type: none"> <li>外部講師を招いて、子どもの権利擁護に関する研修会の実施。施設内で担当者を設けて勉強会・研修会の実施。</li> <li>職員に対し権利擁護に関して誓約書の提出、倫理綱領や規定の確認</li> <li>権利擁護に関して、職員アンケートや人権チェックリストを実施</li> </ul>
	施設内		<ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護に関して、対応マニュアルの作成</li> </ul>
	児童向け		<ul style="list-style-type: none"> <li>権利ノートなどを活用した説明、年齢に応じた対応</li> <li>『児童養護施設における生きる力「性＝生」教育プログラム』の活用</li> </ul>

## エ 被措置児童等虐待への対応について

施設に入所又は里親等に委託されている子どもへの虐待(被措置児童等虐待)は決して許されるものではありません。県では、被措置児童等虐待の届出や通告を受理した場合には、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、事実確認を行い、被措置児童等虐待の疑いが強い場合には、宮崎県社会福祉審議会児童福祉分科会処遇部会に報告し、虐待を受けた子ども等への支援を行い、必要な処分や、再発防止のための指導等を行っています。

○表 2-7 被措置児童等虐待報告件数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	3	0	1	0	2

### (3) 課題

- 児童相談所や各施設では子どもから意見を聞く機会を設け、聴取した意見について個別の対応を行っていますが、子どもへのアンケート結果では、「施設や里親に対し自分の意見や気持ちを伝える機会がある。」と感じている子どもは、全体の約4分の3に留まりました。また、聴取した意見を集約し、県全体の子どもの権利擁護に繋げていく取組はなされていません。
- 児童養護施設等からは、子どもの権利擁護に関して、職員の権利擁護に関する意識の向上や、個々の子どもの年齢や能力に応じた子どもの権利ノート of 適切な説明、子どもの「知る権利」の保障、措置変更・措置継続の決定に際し子どもの意見の聴取・反映をどのように行っていくかなどが課題であるとの意見が出されています。
- 施設入所や里親等委託されている子どもに「子どもの権利ノート」を配付していますが、一時保護された子どもに対しては、保護開始時に口頭で説明を行うものの、全ての子どもに対して権利ノートの配付は行っておらず、権利擁護に関する取組をさらに充実させる必要があります。
- アドボケイトに関して、施設入所や里親等委託されている子どもの意見を第三者が聴取し代弁する取組等は、現在、本県では行われていません。

### (4) 推進の方向性

- 施設や里親等の下で養育される子どもの権利擁護を推進するため、施設や里親宅等において子どもが意見を提示しやすい環境づくりや、子どもの意見を集約し県全体の子どもの権利擁護の推進に反映させる仕組みづくりを進めます。
- 施設職員等が、常に子どもの権利擁護を念頭に置いて児童の処遇を行うことができるよう、社会的養護に携わる職員の質の向上を図ります。
- 一時保護された子どもに対して、権利擁護について分かりやすく説明し、子

子どもが意見を表明できる仕組みづくりを進めます。

- アドボケート制度の構築に資するため、今後、効果的な実施方法等について検討していきます。

## (5) 具体的な取組

- 子どもの権利擁護について、施設や里親家庭において、「子どもの権利ノート」を活用するなど個々の子どもの状況に応じた分かりやすい説明に努めます。
- 各施設において、意見箱に寄せられた意見を基に改善した事例を入所児童に広く紹介するなど意見箱の活用促進を促すとともに、子どもとの定期面談の機会を充実させるなど子どもが意見を表明しやすい環境づくりを進めます。
- 宮崎県児童福祉施設協議会と連携し、各施設で把握した子どもからの意見や対応事例等を集約する仕組みを作り、効果的な対応方法や改善方法を各施設が共有することにより、子どもの権利擁護の推進を図ります。
- 子どもの権利擁護に関する意識や子どもへの処遇スキルを高めるとともに、被措置児童等虐待の発生を予防するため、社会的養護に携わる職員を対象とした研修を充実させます。
- 一時保護された子どもに対して、年齢等に応じて作成した説明資料等により、権利擁護について分かりやすく説明するとともに、あらかじめ子どもの意見を書き込める用紙を手渡したり、意見箱を設置するなど、子どもの意見をくみ上げるための対応を行います。また、一時保護所を退所していく子どもに対してアンケートを行うなどして意見を聴取し、今後の一時保護所の環境改善等に繋げていきます。
- アドボケート制度の構築に関しては、国の調査結果や他県の先進事例等について情報収集を行い、効果的な実施方法等について検討していきます。

## 2 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する仕組みの構築について

### (1) 現状

措置の決定及び変更等に当たっては、対象となる子どもに丁寧に説明するとともに、意見表明ができる年齢の子どもには十分な意見聴取を行い、その結果を方針決定にできるだけ反映させるように努めることや、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できないときには、その理由を十分に本人に説明することが求められています。

児童相談所においては、重要な方針決定を行う際に、あらかじめ子ども本人に説明しその意見を聴取した上で方針を決定しており、子どもの最善の利益を検討した結果、その意見を反映させることができない場合には、その理由を説明するようになっています。このような場合に児童福祉審議会等の第三者機関が、当事者である子どもから意見を聴き取ることができるとされていますが、具体的

な実施方法等については、国においてまだ整理されていません。

**(2) 課題**

- 平成28年改正児童福祉法で児童福祉審議会は、関係者からの報告や意見聴取ができることとされましたが、現在、国において、児童福祉審議会等が関わる子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けた調査研究が行われている状況にあります。

**(3) 推進の方向性**

- 国の調査研究の結果を踏まえ、適切に対応していきます。

**(4) 具体的な取組**

- 国における調査研究の結果を踏まえながら、児童福祉審議会（本県の場合は宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇部会）において具体的な意見聴取方法等を整理した上で、審議会による子どもの意見聴取を適切に行っていきます。

**3 指標**

事 項	現況値	目標値	
	R1年度	R6年度	R11年度
子どもへのアンケート調査結果 「自分の意見を伝える機会がある」と答えた子どもの割合	75.2%	100%	100%
被措置児童等虐待報告件数	(H30) 2	0	0

### Ⅲ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組

#### 1 現状と課題

平成28年改正児童福祉法において、子どもの福祉を保障するためには、その担い手となる市町村、都道府県、国それぞれが、自らの役割・責務を十分に認識し、円滑かつ効果的にその事務を遂行する必要があるとされ、それぞれの役割・責務が規定されました。

その中で、市町村は基礎的な地方公共団体として、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととされました。

例えば、施設入所等の措置を採るに至らなかった子どもへの在宅支援を中心となって行うなど、身近な場所で子どもや保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされています。

また、妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されました。

#### (1) 子育て世代包括支援センターについて

平成29年4月から市町村においては、児童虐待の発生予防のために母子保健に関し、支援に必要な実情の把握等を行う「子育て世代包括支援センター（法律上の名称は、「母子健康包括支援センター」）」（以下「子育て世代包括支援センター」という。）を設置することが努力義務とされました。

子育て世代包括支援センターの役割は、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供し、このような取組により育児不安や虐待の予防に寄与することにあります。

また、関係機関が把握している情報を子育て世代包括支援センターに集約させ、一元的に管理する過程で、各関係機関が把握した妊産婦や乳幼児等の支援ニーズを踏まえて、適切な関係機関・支援を紹介するなど、子育て世代包括支援センターが調整役となることで、妊産婦や乳幼児等に対して包括的な支援を提供することが期待されます。

さらに、子育て世代包括支援センターが関係機関間の顔の見える関係づくりを支援することで、より円滑な連携も可能と見込まれます。

国は、令和2年度末までに、全市町村に子育て世代包括支援センターを設置することとしています。

本県における平成31年4月1日現在の子育て世代包括支援センターの設置市町村数は、12市町村で、14市町村が未設置です。

○表3-1 本県における子育て世代包括支援センターの設置状況（平成31年4月1日現在）

設置市町村	未設置市町村
12	14

○表3-2 本県における子育て世代包括支援センターの設置に向けた課題、県への要望（未設置市町村への意向調査及びヒアリング調査より）

課 題 ・ 要 望
・ 子育て世代包括支援センターが果たすべき役割を担える専門職の確保が難しい。
・ 設置に向け、ハード面を整備しているが予定より遅れてしまっている。
・ 子育て支援担当部署や児童福祉担当部署（子ども家庭総合支援拠点）との連携方法の調整に時間を要している。
・ 人事異動があり職員も代わるため、定期的に基本的な内容も含めた研修会を開催してもらいたい。

<参考> 厚生労働省「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」より

○ 現状の課題

- ① 妊産婦・乳幼児等の支援には、医療機関（産科、小児科、歯科等）、こども園・幼稚園・保育所、地域子育て支援拠点事業所、市町村保健センター、保健所などの多くの機関が関わっている。このため、妊産婦等が、自らが必要とする支援を選択することが難しい。
- ② 各機関は、それぞれが行う支援に関する情報しか把握できていない（例 産科医療機関では妊婦健診結果のみ 等）。このため、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握できている機関がない。
- ③ 各機関が、個別対応により支援を行っているため、担当外の支援ニーズが把握された場合に、適切な対応ができていない。
- ④ 各機関の間で、相互に顔の見える関係が構築できていないため、十分な連携が図れていない。

○ 子育て世代包括支援センター設置後の望ましい姿

- ① 全ての支援をひとつの機関に集約して提供することは困難であるが、センターが妊産婦等に助言したり、関係機関を連絡調整したりすることにより、妊産婦・乳幼児等が切れ目なく必要な支援を受けられるようにする。
- ② センターにおいて、直接、妊産婦等の面談を行うほか、各関係機関が把握している情報（14回分の妊婦健診結果を含む。）を集約し、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握する。
- ③ 各関係機関には、担当外の支援ニーズも含めて妊産婦・乳幼児等の状況を包括的に把握するよう要請する。担当外支援ニーズが把握された場合には、センターを通じて他機関の必要な支援に繋げることが可能となる。

- ④ センターによる関係機関の連絡調整の結果、各機関の間で、相互に顔の見える関係が構築される。各機関の支援内容を相互に理解することにより、センターを経由しなくても、各機関の有機的な連携が可能となる。

## (2) 市区町村子ども家庭総合支援拠点について

子育て世代包括支援センターと同じく、平成28年改正児童福祉法により、市町村は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）の設置に努めなければならないと規定されました。

また、都道府県（児童相談所）が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっていますが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態があります。市町村が、身近な場所で、子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、子ども虐待の発生を防止することが重要であるため、市町村を中心とした在宅支援の強化を図ることが盛り込まれています。

このため、国は、令和4年度末までに全市町村に支援拠点を設置するとの方針を示しています。

なお、国は、母子保健施策と子育て支援施策との連携、調整を図り、より効果的な支援に繋げるために、同一の機関が子育て世代包括支援センターと支援拠点との2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが望ましいとしています。

### <参考> 厚生労働省平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて「スタートアップマニュアル」より)

#### ○ 支援拠点の機能

- ① 地域の全ての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関・体制
- ② 地域の資源を有機的につないで（ソーシャルワーク機能）在宅支援  
要保護児童対策地域協議会（以下、要対協という。）の主担当機関としての役割
- ③ 原則として18歳までの全ての子どもとその家族及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援
- ④ 個人ではなくチーム（組織）で支援する体制（人的資源等）の構築・運営
- ⑤ 支援拠点が担う4つの業務内容
  - ・ 子ども家庭支援業務に係る業務（実情の把握・情報の提供・相談等への対応・総合調整）
  - ・ 要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等）
  - ・ 関係機関との連絡調整

(支援拠点が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・共同の体制を推進)

- ・ その他の必要な支援  
一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他
- ⑥ 支援拠点と児相との役割の相違
  - ・ 支援拠点は、上記役割を果たし、児相の下部機関ではない。役割が異なる対等機関である。
  - ・ 支援拠点は、在宅・面支援であり、拠点設置（という土台）なしでの児相の一時保護・介入強化では長期的に子どもと家庭を守ることは不可能であるとの視点を有することが重要である。支援拠点と児相の役割とは子どもの命を守る車の両輪となる。

本県における平成31年4月1日現在の支援拠点の設置市町村数は、3市町村で、23市町村が未設置です。

○表3-3 本県における支援拠点の設置状況（平成31年4月1日現在）

設置市町村	未設置市町村
3	23

○表3-4 本県における支援拠点の設置に向けた課題及び県等に対する要望  
(全市町村への意向調査及び一部未設置市町村へのヒアリング調査より)

課題・要望
・ 専門職の確保が難しい（子ども家庭支援員、心理担当支援員等）
・ 設置のために常勤職員を配置することが難しい。（人事部局の理解等）
・ 親子の交流スペースなど、支援拠点を設置できるスペースがない。（ハード面の課題）
・ すでに設置している子育て世代包括支援センターとの連携（一体的な運営等）について、情報共有をどのようにしていくか課題。
・ 先進的に取り組んでいる自治体の情報を教えてほしい。
・ 国が定める人口規模に応じた人員配置基準の緩和策を示してほしい。



### (3) 市町村の支援メニューの充実について

各市町村は、虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業などの取組を行っています。本県では、このような取組を行う市町村に対し、宮崎県子ども・子育て支援交付金による支援を行っています。

しかしながら、事業によっては、実施市町村が少ないものもあります。

例えば、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化等を図る子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を実施したのは、平成30年度は2市のみでした。

○表3-5 虐待の発生予防等に関する事業の実施状況

事業名	実施市町村
乳児家庭全戸訪問事業	26
養育支援訪問事業	16
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	2
子育て短期支援事業	13

### (4) 母子生活支援施設について

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童（18歳未満）を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする施設です。

対象は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童（18歳未満）ですが、児童が満20歳に達するまで引き続き在所させることができます。

母子生活支援施設においては、母子を保護するとともに、その自立を促進するため個々の母子の家庭状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の教育に関する相談及び助言を行う等の支援を行うこととされています。

施設には、各母子世帯の居室のほかに集会・学習室等があり、母子支援員、少年指導員等の職員を配置することとされています。

平成31年4月1日現在、本県において母子生活支援施設はありません。

### (5) 児童家庭支援センターについて

児童家庭支援センターは、児童家庭福祉に関して、以下に定める事業を実施する施設です。

- ① 地域・家庭からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に応ずる。
- ② 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- ③ 児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、児童相談所からの指導措置を受託して指導を行う。
- ④ 里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。
- ⑤ 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うための関係機関等との連携・連絡調整を行う。

平成31年4月1日現在、児童家庭支援センターは、宮崎市及び都城市の2箇所に設置（乳児院に併設）しています。

## 2 推進の方向性

平成28年改正児童福祉法により、都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要となる児童の福祉に関する業務を適切に行うこととされています。

### (1) 子育て世代包括支援センターについて

- 令和2年度末までに、全市町村に子育て世代包括支援センターを設置できるよう支援します。
- 子育て世代包括支援センターの適切な運営や機能強化を図るための支援を行います。

### (2) 子ども家庭総合支援拠点について

- 令和4年度末までに、全市町村に支援拠点を設置できるよう支援します。
- 支援拠点の適切な運営や機能強化を図るための支援を行います。
- 支援拠点が要保護児童対策地域協議会調整機関としての適切に役割を担い、要保護児童対策地域協議会が効果的に機能できるよう支援を行います。
- 子育て世代包括支援センターと支援拠点が一体となった支援を行うことができるよう支援していきます。

### (3) 市町村の支援メニューの充実について

- 市町村が実施する虐待の発生予防等のための子育て支援メニューを充実させるための支援を行います。

### (4) 母子生活支援施設について

- 令和5年度までに母子生活支援施設を県内に1箇所設置できるよう取り組みます。

### (5) 児童家庭支援センターについて

- 児童家庭支援センターの更なる機能の強化を図るとともに、里親委託の推進に努めます。

- 児童家庭支援センターの新たな設置の必要性について検討を行います。

### 3 具体的な取組

#### (1) 子育て世代包括支援センターについて

- 市町村にヒアリング等を実施し、抱えている課題解決に向け助言を行います。
- 子育て世代包括支援センターの設置促進や職員の専門性の強化を目的とした研修会や意見交換会を開催します。
- メンタル面で支援が必要な妊産婦に対して切れ目のない支援が円滑に行われるよう、市町村と産科医療機関及び精神科医療機関との連携体制の構築を支援します。

#### (2) 子ども家庭総合支援拠点について

- 支援拠点の設置に向け、未設置の市町村にヒアリング等を実施し、抱えている課題解決に向け助言を行います。
- 支援拠点の設置や職員の専門性の強化を目的とした研修会を開催します。
- 中央児童相談所に市町村支援のための児童福祉司を配置し、市町村の機能強化を図るための助言・指導を行います。
- 児童相談所が把握している要保護児童等の情報提供や、要保護児童対策地域協議会における助言等を積極的に行うなど児童相談所と支援拠点との連携を強化していきます。
- 子育て世代包括支援センターと支援拠点との一体的な運営ができるように市町村の取組について支援するとともに、先進事例を紹介するなどの情報提供を行います。

#### (3) 市町村の支援メニューの充実について

- 市町村が実施する虐待の発生予防、早期発見・早期対応のための子育て支援施策がより充実するよう、効果的な取組の紹介や、児童養護施設等に対する事業受託の働きかけ等を行うとともに、実際に市町村が事業を実施する場合には、宮崎県子ども・子育て支援交付金等を活用した支援を行います。

#### (4) 母子生活支援施設について

- 市町村や関係機関に対し、母子生活支援施設の機能や役割について周知します。
- 令和5年度までに県内に母子生活支援施設が開設されるよう計画的に取り組

みます。

(5) 児童家庭支援センターについて

- 他県の先進的な取組を調査するなど、児童家庭支援センターの機能を充実させるための検討を行います。
- 児童家庭支援センターの専門性の強化を図るため、職員を県外の研修会へ派遣するほか、職員の資質向上のための研修会を開催します。
- 里親トレーニングの内容を充実させ、里親委託の促進を図ります。
- 児童家庭支援センターが設置されていない地域において設置の必要性や効果等について検討を行います。

4 指標

事 項	現況値	目標値
	H31年度	
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	12	全市町村※1
市区町村子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	3	全市町村※2
母子生活支援施設設置数	0	1箇所※3

※1 令和2年度末までの目標値

※2 令和4年度末までの目標値

※3 令和5年度末までの目標値

## IV 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

里親やファミリーホームへの委託の推進や、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を検討するため、数値目標の基礎となる里親、ファミリーホーム、乳児院又は児童養護施設での養育（いわゆる「代替養育」）を必要とする子ども数の見込みについて、算出します。

### 1 児童人口に基づく推計

本計画の目標を定めるに当たり、本県の代替養育を必要とする子ども数（以下「代替養育必要子ども数」という。）の今後の推移について、推計する必要があります。将来の代替養育必要子ども数については、次の考え方で算出します。

$$\text{代替養育必要子ども数} = \text{子どもの人口} \times \text{代替養育必要子ども数の割合}$$

過去5年間の児童人口の推移は、表4-1のとおりであり、今後の子どもの人口の推計は、表4-2のとおりです。

○表4-1 子どもの人口（18歳未満）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
子どもの人口（18歳未満）	187,260	181,547	179,472	177,396	175,321

○表4-2 子どもの人口の推計（18歳未満）

	R6年度	R11年度
子どもの人口	162,428	150,981
3歳未満	24,287	22,469
3歳以上の就学前	25,274	23,236
学童期以降	112,867	105,277

※1 子どもの人口は、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）』を基に推計した。

※2 端数調整のため、子どもの人口は、各区分を合計した額に一致しないことがある。

平成26年度から平成30年度までの代替養育必要子ども数及びその割合は、表4-3に示すとおりです。

○表４－３ 代替養育必要子ども数及びその割合

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
子どもの人口（18歳未満）	187,260	181,547	179,472	177,396	175,321
代替養育必要子ども数	465	435	413	419	425
乳児院・児童養護施設計	400	378	363	362	368
乳児院	30	26	23	24	26
児童養護施設	370	352	340	337	342
里親・ファミリーホーム	65	57	50	58	57
子どもの人口（18歳未満）に対する代替養育必要子ども数の割合	0.248%	0.240%	0.230%	0.236%	0.242%
	0.239%				

※ 代替養育必要子ども数：施設（乳児院・児童養護施設）入所措置された子ども数及び里親・ファミリーホームに委託された子ども数（福祉行政報告例50表、57表による。）

平成26年度から平成30年度までの子どもの人口（18歳未満）に対する代替養育必要子ども数の割合は、0.239%です。

この割合を基に、本県の代替養育必要子ども数を算出すると表４－４のとおり、令和6年度が389人、令和11年度が361人となります。

○表４－４ 代替養育必要子ども数

	R6年度	R11年度
代替養育必要子ども数	<b>389</b>	<b>361</b>
3歳未満	34	31
3歳以上の就学前	50	47
学童期以降	305	283

※ 「3歳未満」、「3歳以上の就学前」及び「学童期以降」の子ども数は、平成30年4月1日時点の代替養育を必要とする子ども426人に占める各区分の割合（「3歳未満」が8.69%、「3歳以上の就学前」が12.91%、「学童期以降」が78.40%）を基に算出している。

## 2 一時保護児童数の伸びに基づく推計

平成30年3月に東京都目黒区で、平成31年1月に千葉県野田市で発生した児童虐待死亡事件等の影響により、児童相談所への通告件数が増加しており、これに伴って、代替養育必要子ども数も増加傾向に転じています。

一時保護された子ども（以下「一時保護子ども」という。）のうち保護者からの分離が必要と判断された子どもが代替養育が必要な子どもになるため、一時保護子ども数の伸びが、今後の代替養育必要子ども数に影響を及ぼすと考えられます。

表４－５は、平成26年度から平成30年度までの一時保護子ども数並びに一時保護子どものうち施設入所措置又は里親等委託をされた子どもの数及びその割合をまとめたものです。

平成30年度の一時保護子ども数は、過去5年間で最多の463人でした。また、平成

26年度から平成30年度までの一時保護子ども数は、平均395.2人でした。この間、一時保護子ども数については、平成28年度から増加傾向にあり、今後も増加傾向は続くと予想されます。

また、平成26年度からの一時保護子ども数のうち、代替養育される子ども数の平均人数は、97.4人で、一時保護子ども数に占める割合は、24.6%でした。

○表4-5 一時保護子ども数及び代替養育必要子ども数の状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	平均
一時保護子ども数	380	328	366	439	463	395.2
うち代替養育必要子ども数	85	87	100	97	118	97.4
代替養育必要子ども数の割合	22.4%	26.5%	27.3%	22.1%	26.5%	24.6%

※ 代替養育必要子ども数：施設（乳児院・児童養護施設）入所措置された子ども数及び里親・ファミリーホームに委託された子ども数（福祉行政報告例第47表による。）

過去5年間では、子どもの人口は減少していますが、一時保護子ども数は、減少から増加に転じています。過去5年分について1年間の一時保護子ども数及び各年度ごとの子どもの人口を基に今後の一時保護子ども数を推計しますと、表4-6のとおり、令和6年度が529人、令和11年度が615人となります。

また、推計した一時保護子ども数の24.6%が毎年代替養育されるとして代替養育必要子ども数を推計すると、令和6年度が130人、令和11年度が152人となります。

○表4-6 一時保護子ども数、代替養育必要子ども数の推計

	R6年度	R11年度
<b>一時保護子ども数</b>	<b>529</b>	<b>615</b>
3歳未満	46	54
3歳以上の就学前	68	79
学童期以降	415	482
<b>代替養育必要子ども数</b>	<b>130</b>	<b>152</b>
3歳未満	11	13
3歳以上の就学前	17	20
学童期以降	102	119

※ 「3歳未満」、「3歳以上の就学前」及び「学童期以降」の子ども数は、平成30年4月1日時点の代替養育を必要とする子ども426人に占める各区分の割合（「3歳未満」が8.69%、「3歳以上の就学前」が12.91%、「学童期以降」が78.40%）を基に算出している。

一時保護子ども数の増加に基づく代替養育必要子どもの増加数は、平成30年度の代替養育子ども数118人との差で表され、表4-7のとおり、令和6年が12人、令和11年度が34人となります。

○表 4－7 代替養育が必要な子どもの増加数

	R6年度	R11年度
代替養育が必要な子どもの増加数	12	34
3歳未満	1	3
3歳以上の就学前	2	4
学童期以降	9	27

※ 「3歳未満」、「3歳以上の就学前」及び「学童期以降」の子ども数は、平成30年4月1日時点の代替養育を必要とする子ども426人に占める各区分の割合（「3歳未満」が8.69%、「3歳以上の就学前」が12.91%、「学童期以降」が78.40%）を基に算出している。

### 3 養子縁組の増加による代替養育必要子ども数の減

代替養育を必要とする子どもが養子縁組をした場合には、代替養育必要子ども数から除かれることとなります。そのため、養子縁組の成立による影響を見込む必要があります。

本県の養子縁組成立件数は、表4－8のとおりです。

本県の養子縁組成立件数は、毎年2、3件程度（平成30年度は、4件。5年間の平均は、2.6件。）で推移しています。

○表 4－8 養子縁組成立件数

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計	平均
普通養子縁組	2	2	1	1	0	6	1.2
特別養子縁組	0	1	1	1	4	7	1.4
合計	2	3	2	2	4	13	2.6

国においては、現在、毎年500件から600件ほどで推移している特別養子縁組成立件数を概ね5年以内に約2倍に当たる年間1,000人以上とすることを目指しています。

これを本県の養子縁組成立件数に当てはめると、過去5年間平均は、2.6件ですので、10年後の令和11年度には5件となり、これを目標として取組を進めていきます。

表4－9が養子縁組成立件数の目標であり、この表の増加件数を1及び2でそれぞれ算出した各年度ごとの代替養育必要子ども数の合計から除きます。



○表 4－9 特別養子縁組成立件数の目標

	R6年度	R11年度
特別養子縁組成立数	4	5
増加件数	1	2

※ 増加件数：過去5年間の養子縁組成立件数（平均2.6件を3件と見込む。）に対する増加件数

#### 4 代替養育必要子ども数

本県の代替養育必要子ども数は、「1 児童人口に基づく推計」で算出した子ども数（令和6年度389人、令和11年度361人）と「2 一時保護児童数の伸びに基づく推計」で算出した子ども数（令和6年度12人、令和11年度34人）の合計子ども数から「3 養子縁組の増加による代替養育必要子ども数の減」で算出した子ども数（令和6年度1人、令和11年度2人）を減じた子ども数となり、表4－10のとおり令和6年度が400人、令和11年度が393人となります。

○表 4－10 代替養育必要子ども数の推計

	R6年度	R11年度
代替養育必要子ども数	400	393
3歳未満	34	33
3歳以上の就学前	52	50
学童期以降	314	310

※ 令和6年度：389人 + 12人 - 1人 = 400人

令和11年度：361人 + 34人 - 2人 = 393人

※ 特別養子縁組成立件数の増加分は、令和6年度は、「3歳未満」の区分から1人減じ、令和11年度は、「3歳未満」及び「3歳以上の就学前」の区分からそれぞれ1人減じている。

## V 里親等への委託の推進に向けた取組

### 1 里親やファミリーホームの子ども数の状況

#### (1) 現状

本県の里親等委託率の推移については、表5-1に示すとおりです。全国の状況は、徐々に里親等委託率が上がっていますが、本県においては、12%台から14%台までの間で推移しており、平成30年度においては、13.4パーセントでした。

ファミリーホームについては、県内に1箇所設置されています。

○表5-1 里親等委託率の推移 (単位:人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
里親委託子ども数①	60	53	49	56	51
ファミリーホーム入所子ども数②	5	4	1	2	6
乳児院入所子ども数③	30	26	23	24	26
児童養護施設入所子ども数④	370	352	340	337	342
小計⑤(①+②+③+④)	465	435	413	419	425
里親等委託率⑥(①+②/⑤)	14.0%	13.1%	12.1%	13.8%	13.4%
(参考) 全国の状況	16.5%	17.5%	18.3%	19.7%	—

※ 福祉行政報告例第50表、57表による。各年度3月31日現在。

登録里親数の状況は、表5-2に示すとおりです。登録里親数は、年々増加してきており、平成30年度は、127世帯の登録があります。このうち、40世帯が委託を受けています。実際に委託を受けている世帯の登録里親数に占める割合である受託率は、31.5%となっています。

○表5-2 登録里親数等の推移 (単位:①、②世帯、③人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
登録里親数①	〈96.8%〉 90	〈113.3%〉 102	〈118.6%〉 121	〈100.0%〉 121	〈105.0%〉 127
委託里親数②	〈102.0%〉 51	〈88.2%〉 45	〈86.7%〉 39	〈112.8%〉 44	〈90.9%〉 40
委託児童数③	〈95.2%〉 60	〈88.3%〉 53	〈92.5%〉 49	〈114.3%〉 56	〈91.1%〉 51
受託率 ④(②/①)	56.7%	44.1%	32.2%	36.4%	31.5%

※ 上段〈 〉内は、対前年度比。各年度3月31日現在。

里親には、4つの種別があります。

「養育里親」は、家庭で生活できない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親です。

「専門里親」は、養育里親のうち、虐待や非行、障がいなどの理由により専門

的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

「親族里親」は、両親や保護者など養育する者の死亡や行方不明等により、民法に定める扶養義務者及びその配偶者である親族がその子どもを養育する里親です。

「養子縁組里親」は、養子縁組によって、子どもの養親となることを前提に家庭で生活できない子どもを養育する里親です。

里親の種別ごとの登録数等については、表5-3のとおりです。平成30年度は、養育里親が121世帯、専門里親が12世帯、親族里親が6世帯、養子縁組里親が47世帯ありました。

専門里親の登録数については、年々増加傾向にありますが、近年、養育が難しい子どもが増えてきており、一人でも多くの専門里親を育成していく必要があります。専門里親制度は、平成14年度に制度化されましたが、本県においては、平成15年度から専門里親認定研修受講者に対して、研修受講費用を助成しています。

なお、委託を受けている割合は、養育里親が28.1%、専門里親が50.0%、親族里親が100.0%、養子縁組里親が14.9%でした。

○表5-3 登録里親数と子どもが委託されている里親

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
登録里親	90	102	121	121	127
委託あり	51	45	38	44	40
委託あり割合	56.6%	44.1%	31.4%	36.4%	31.5%
養育里親	85	95	113	114	121
委託あり	43	37	30	36	34
委託あり割合	50.6%	38.9%	26.5%	31.6%	28.1%
専門里親	10	10	11	12	12
委託あり	3	4	3	7	6
委託あり割合	30.0%	40.0%	27.3%	58.3%	50.0%
親族里親	6	7	7	7	6
委託あり	6	7	7	7	6
委託あり割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
養子縁組里親	18	29	41	44	47
委託あり	6	7	3	8	7
委託あり割合	33.3%	24.1%	7.3%	18.2%	14.9%

※ 福祉行政報告例第56表による。

※ 複数に重複している里親もいるため、種別ごとの里親の合計は登録里親と一致しない。

新規里親委託子ども数の推移については、表5-4に示すとおりです。平成30年度は、新規に9人の子どもが委託されましたが、前年度の実績よりも減少しています。

減少した理由として、里親とのマッチングを慎重に進めた結果、平成30年度中にマッチングができなかったことなどが挙げられますが、里親登録数が増加の一方、新規里親委託子ども数は減少していますので、里親と子どもとのマッチング

を効果的に進めるためには、安定的に里親委託ができるよう里親数の増加に加え、里親の養育力の向上を図っていく必要があります。

○表5-4 新規里親委託子ども数の推移 (単位:人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
新規委託子ども数	10	9	11	16	9

(注) 福祉行政報告例第57表による。

(2) 今後の見込み

① 里親等委託が必要な子ども数の算出の考え方

策定要領では、里親等委託が必要な子ども数は、2つの算式により年齢区分別に算出することとされています。

本県における里親等委託が必要な子ども数の算出には、平成30年4月1日時点で乳児院及び児童養護施設に入所している全ての子どもを対象とし、これらの子どもについて、里親等委託の可否について調査を行いました。

なお、里親等委託の可否については、策定要領で示されているように、本県の現状において、委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断を行いました。

② 代替養育が必要な子どもの状況

平成30年4月1日時点の代替養育が必要な子どもの状況は、表5-5に示すとおりです。

平成30年4月1日時点で乳児院や児童養護施設に措置されている子ども数を年齢区分別に見ると、「3歳未満」が37人(8.7%)、「3歳以上の就学前」が55人(12.9%)、「学童期以降」が334人(78.4%)でした。

○表5-5 平成30年4月1日現在の代替養育が必要な子どもの状況

	3歳未満	3歳以上の就学前	学童期以降	計
乳児院	23	1	0	24
児童養護施設	10	45	289	344
里親・ファミリーホーム	4	9	45	58
合計	37	55	334	426
割合	8.7%	12.9%	78.4%	100.0%

③ 算式1による子ども数

算式1による里親等委託が必要な子ども数を算出します。

(算式1)

代替養育を必要とする子ども数(年齢区分別) × 里親等委託が必要な子どもの割合※ = 里親等委託が必要な子ども数

a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合

現に里親等委託されている子ども数は、表5-6のとおり、「3歳未満」が4人、「3歳以上の就学前」が9人、「学童期以降」が45人の合計58人です。

○表5-6 現に里親等委託されている子ども数

(平成30年4月1日時点)

	3歳未満	3歳以上の就学前	学童期以降	計
現に里親等委託されている子ども数	4	9	45	58

b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合

本県においては、多くの場合、乳児院や児童養護施設への措置や里親等委託を行う前に一時保護を行っています。一時保護中の子どもについては、家庭復帰の場合も考えられるため、里親等委託が必要な子どもの対象に加えると正確な里親等委託が必要な子どもの把握にならないと考えられるため、評価の対象としません。

c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合

現に施設入所している子ども数は、表5-7のとおりです。

乳幼児について見ると、「乳児院に半年以上措置されている乳幼児数」は、「3歳未満」が12人、「3歳以上の就学前」が1人です。

「児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数」は、「3歳未満」が6人、「3歳以上の就学前」が4人です。

「児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数」は、「3歳未満」が1人、「3歳以上の就学前」が30人です。

学童期以降について見ると、「児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数」が198人です。

現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数は、「3歳未満」が19人、「3歳以上の就学前」が35人、「学童期以降」が198人です。

○表 5-7 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数  
(平成30年4月1日時点)

	3歳未満	3歳以上の就学前	学童期以降	計
<乳幼児> ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	12	1	—	13
・児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数	6	4	—	10
・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数	1	30	—	31
<学童期以降> ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数	—	—	198	198
合計	19	35	198	252

以上をまとめると、表5-8となり、里親等委託が必要な子ども数は、「3歳未満」が23人、「3歳以上の就学前」が44人、「学童期以降」が243人となり、里親等委託が必要な子ども数の割合は、「3歳未満」が62.2%、「3歳以上の就学前」が80.0%、「学童期以降」が72.8%となります。

○表 5-8 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数  
(平成30年4月1日時点)

	3歳未満	3歳以上の就学前	学童期以降	計
代替養育必要子ども数	37	55	334	426
現に里親等委託されている子ども数	4	9	45	58
<乳幼児> ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	12	1	—	13
・児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数	6	4	—	10
・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数	1	30	—	31
<学童期以降> ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数	—	—	198	198
里親等委託が必要な子ども数	23	44	243	310
里親等委託が必要な子ども数の割合	62.2%	80.0%	72.8%	72.8%

#### ④ 算式2による子ども数

(算式2)

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別） × 里親等委託が必要な子どもの割合※ = 里親等委託が必要な子ども数

算式2による里親等委託が必要な子ども数を算出します。

a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合

「(2)③ a. (表5-6)」と同じです。

b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合

「(2)③ b.」と同じです。

c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数

現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数については、平成30年4月1日時点で乳児院や児童養護施設に入所している全ての子どもについて、一人一人里親等委託の可能性について確認を行いました。

その結果は、表5-9のとおりです。

まず、施設に入所している児童ですでに里親等への委託の方針が援助方針に記載済みである子どもの人数を調べました。その結果は、「3歳未満」が7人、「3歳以上の就学前」が5人、「学童期以降」が1人でした。

次に、これら以外で里親等委託の必要性がある子どもの数を集計しました。その結果は、「3歳未満」が9人、「3歳以上の就学前」が10人、「学童期以降」が30人でした。

これらを合わせると、「3歳未満」が16人、「3歳以上就学前」が15人、「学童期以降」が31人となりました。

○表5-9 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が可能な子ども数  
(平成30年4月1日時点)

	3歳未満	3歳以上の就学前	学童期以降	計
① 里親等への委託の方針が援助方針に記載済みで、里親等委託が必要な子ども	7	5	1	13
② ①以外で里親等委託の必要性のある子ども	9	10	30	49
合計	16	15	31	62

以上をまとめると、表5-10となり、里親等委託が必要な子ども数は、「3歳未満」が20人、「3歳以上の就学前」が24人、「学童期以降」が76人となり、里

親等委託が必要な子ども数の割合は、「3歳未満」が54.1%、「3歳以上の就学前」が43.6%、「学童期以降」が22.8%となります。

○表5-10 代替養育必要児童数及び里親等委託が可能な子ども数・割合  
(平成30年4月1日時点)

	3歳未満	3歳以上の就学前	学童期以降	計
代替養育必要子ども数	37	55	334	426
現に里親等委託されている子ども数	4	9	45	58
① 里親等への委託の方針が援助方針に記載済みで、里親等委託が必要な子ども	7	5	1	13
② ①以外で里親等委託の必要性のある子ども	9	10	30	49
里親等委託が必要な子ども数	20	24	76	120
里親等委託が必要な子ども数の割合	54.1%	43.6%	22.8%	28.2%
	48%			

⑤ 里親等委託が必要な子ども数（算式2の補正）

新たに確保が必要な里親数については、策定要領において、里親等委託が必要な子ども数から、現状の里親等委託子ども数を差し引いた上で、算出することとなっています。

本県の里親等委託が必要な子ども数については、個々のケースの実態を反映した算式2により算出した子ども数とします。

ただし、以下の補正を加えます。

算式2については、調査時点でそれぞれの結果を各年齢区分に当てはめた結果であり、今後の里親等委託推進の取組の成果等を見据えたものではありません。

したがって、平成30年4月1日の調査結果を基に、以下の考え方により再計算します。

a. 乳幼児期（「3歳未満」及び「3歳以上の就学前」）

算式2の考え方のおりとしてします。

b. 学童期以降

本計画が令和11年度まで計画であることを考慮すると、学童期の子どもの里親等委託率の目標値については、今後10年間の取組による乳幼児期の子どもの里親等委託率の伸びを考慮する必要があります。

そのため、以下のとおり算出します。

前提として、平成30年4月1日時点の代替養育必要子ども数の各区分別の構成数が令和11年度まで同じと仮定します。

令和30年4月1日時点で代替養育されている学童期以降の子どもの代替養育の開始時期の状況については、表5-11に示すとおりです。

里親等委託されている子どもは、「乳幼児期から」が25人、「学童期から」



が20人でした。児童養護施設に入所している子どもは、「乳幼児期から」が151人、「学童期から」が138人でした。

○表5-11 代替養育されている学童期以降の子どもの代替養育の開始時期の状況

	乳幼児期から	学童期から	計
里親等委託	25	20	45
児童養護施設措置	151	138	289
合計	176	158	334

今後の里親等委託の推進の取組が進んだ結果、算式2で算出した乳幼児期の里親等委託率約48%が達成されたと仮定すると、表5-11の中の乳幼児期から代替養育を受けている子どもの約48%に当たる85人が里親等に委託されるということになり、85人から里親等委託されている25人を除く60人が施設入所から里親等委託に転じることになります。

平成30年4月1日時点で施設入所している学童期以降に施設に措置された138人について見ると、このうち里親等委託の必要性がある子どもが11人でした。

以上を踏まえると、学童期以降の子どもの状況については、表5-12のとおりとなります。

○表5-12 代替養育必要子ども数及び里親等委託が必要な子ども数・割合（学童期以降）

	学童期以降
代替養育必要子ども数	334
現に里親等委託されている子ども数	45
施設に乳幼児期から措置されている子どものうち今後の里親等委託の推進により転じると思われる子ども数	60
施設に学童期以降に措置されている子どものうち里親等委託の必要性がある子ども数	11
里親等委託が必要な子ども数	116
里親等委託が必要な子ども数の割合	34.7%

c. 本県の里親等委託率

a. 及びb. をまとめたものが表5-13となります。

○表5-13 代替養育必要子ども数及び里親等委託が必要な子ども数・割合(全区分)

	3歳未満	3歳以上の就学前	学童期以降	計
代替養育必要子ども数	37	55	334	426
現に里親等委託されている子ども数	4	9	45	58
① 里親等への委託の方針が援助方針に記載済みで、里親等委託が必要な子ども数	7	5		12
② ①以外で里親等委託の必要性のある子ども数	9	10		19
③ 施設に乳幼児期から措置されている子どものうち今後の里親等委託の推進によりに転じると思われる子ども数			60	60
④ 施設に学童期以降に措置されている子どものうち里親等委託の必要性がある子ども数			11	11
里親等委託が必要な子ども数	20	24	116	160
里親等委託が必要な子ども数の割合	54.1%	43.6%	34.7%	37.6%

⑥ 里親等委託率

本県の里親等委託率については、⑤の結果を基に表5-14のとおり「3歳未満」が54%、「3歳以上の就学前」が44%、「学童期以降」が35%とします。

達成期限については、策定要領においては、「乳幼児、特に3歳未満の里親委託を優先することに留意すること」とされている一方で、「個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものでない」ともされています。策定要領にあるように子どもの最善の利益の観点からは、必要な里親の確保及び育成を先行して行う必要があります。

したがって、本県の里親等委託率の目標値については、可能な限り早期に達成することは目標としますが、具体的には、全ての年齢区分において、令和11年度末までとします。

なお、中間年度である令和6年度については、平成31年3月31日現在の里親等委託率13.4%との差を踏まえて、「3歳未満」が36%、「3歳以上の就学前」が30%、「学童期以降」が25%とします。

今回、令和11年度の目標値とした「3歳未満 54%」、「3歳以上の就学前 44%」、「学童期以降 35%」は、国の目標値の「3歳未満 75%」、「3歳以上の就学前 75%」、「学童期以降 50%」と比較すると低くなっていますが、今

後、後述するフォスタリング業務の包括的な実施体制の整備など里親等委託を積極的に推進することによる里親等委託率の上昇等の状況の変化を踏まえた上で、5年後に改めて里親等委託率の目標値の見直しを行います。

○表 5-14 里親等委託率

	R6年度	R11年度
3歳未満	36%	54%
3歳以上の就学前	30%	44%
学童期以降	25%	35%
3区分合計	27%	38%

⑦ 里親等委託が必要な子ども数

本県の里親等委託率を基に算出した里親等委託が必要な子ども数については、表 5-15のとおりとなります。

○表 5-15 里親等委託が必要な子ども数

	R6年度	R11年度
代替養育が必要な子ども数	400	393
里親等委託が必要な子ども数	108	148
里親等委託率	27.0% (27.0%)	37.7% (38.0%)
3歳未満	35.6% (36.0%)	54.1% (54.0%)
3歳以上の就学前	29.9% (30.0%)	43.6% (44.0%)
学童期以降	25.0% (25.0%)	34.7% (35.0%)

⑧ 新たに確保が必要な里親数

新たに確保が必要な里親数の算出方法については、以下のとおり整理します。表 5-3でも示していますが、本県の登録里親、委託里親及び受託率を示したものが表 5-16です。

5年間の受託率平均は、39.0%です。

今後、里親に対する研修の強化や里親トレーニングにより里親の養育力を向上させ、受託率を高めていく取組が重要になってきますが、子どもの最善の利益の実現という観点から子ども一人一人の状況に応じて最も適した里親の下で養育されることが望ましいことから、より多くの里親を確保することも重要であるため、必要な里親数を確保するための受託率は、現行水準とほぼ同じ40%で計算します。

○表 5-16 登録里親、委託里親及び受託率

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	5年間計
登録里親	90	102	121	12	127	561
委託里親	51	45	39	44	40	219
受託率	56.7%	44.3%	32.2%	36.4%	31.5%	39.0%

※ 「合計」は、「登録里親」及び「委託里親」が5年間の延べ世帯数、「受託率」がその割合である。

次に、本県の里親に委託された子ども（以下「里親委託子ども」という。）等の状況を示したものが表5-17です。

平成30年度末は、51人の子どもが40世帯の里親に委託されており、委託子ども数に対する里親の割合を見ると78.4%で、5年間の平均は、81.4%となります。

この割合には、今後も大きな変化はないと思われまますので、必要な里親数の算出に当たっては、委託里親に対する割合を80%と見込みます。

○表 5-17 里親委託子ども数、委託里親数及び委託里親に対する割合

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	5年間計
里親委託子ども数	60	53	49	56	51	269
委託里親数	51	45	39	44	40	219
委託里親に対する割合	85.0%	84.9%	79.6%	78.6%	78.4%	81.4%
(参考) ファミリーホーム 委託子ども数	5	4	1	2	6	18

里親等委託の中には、ファミリーホームに委託される子どもも含まれます。令和元年4月時点において、県内にはファミリーホームが1箇所ありますが、長年、里親として子どもの養育を続けてきた世帯や社会福祉法人において、今後のファミリーホームの設置が検討されていることから、令和11年度までに県内にファミリーホームが6箇所設置されることを想定します（令和6年度までに3箇所）。

以上を基に必要な里親数の推計を行います。

令和11年度において、里親等委託が必要な子どもは、148人（表5-15）と想定しています。このうち、ファミリーホームに委託する子どもが36人（6箇所×6人）とした場合に残る112人が里親に委託されることとなります。

委託里親に対する子どもの割合は、80%であるため、最低限必要な里親世帯は、90世帯（112人×0.8）となり、また、里親の受託率は、40%で計算しますので、里親等委託率の計画達成のために必要な里親数は、225世帯（90世帯÷0.4）となります。

平成30年度時点での里親数は、127世帯であるため、今後新たに増加すべき里親数は、98世帯（225世帯-127世帯）となります。

ただ、マッチングの期間等を考慮すると、里親登録後すぐに里親等委託がで

きるものではありませんので、遅くとも令和10年度までに里親数については確保する必要があります。令和10年度までの10年間で98世帯増加するためには、年間約10世帯の里親数の増加が必要です。

なお、里親の確保に際しては、単に数のみの確保だけでなく、地域ごとに偏りがなく確保していく必要がありますので、そのための対策も講じていく必要があります。

○表 5-18 登録里親数

	R6年度	R11年度
里親等委託が必要な子ども数	108	148
登録里親数	187	225
新たに確保が必要な里親数	60	98

## 2 フォスタリング業務の包括的な実施体制

### (1) 現状

本県においては、平成27年10月に宮崎県家庭的養護推進計画を策定し、里親等委託を推進するため、2029年度末の里親等委託率を35%とする目標を掲げ、里親制度の周知、新規開拓、里親支援体制の構築、里親の資質向上等に取り組んできました。

平成28年度には、里親普及促進センターみやざき（以下「里親普及促進センター」という。）を開設し、その運営をNPO法人に委託して、講演会や里親制度説明会の開催、街頭キャンペーン等の普及啓発や、里親研修、専門の相談員による相談対応、里親委託等推進員による里親訪問等により里親委託を推進してきました。

また、平成29年度から、乳児院に併設された児童家庭支援センターにおいて里親トレーニング事業（県委託事業）を開始し、新規里親や未委託里親の養育力の向上により乳幼児の委託を推進する取組を進めており、平成30年度からは、県内2箇所を実施しています。

また、県内の2箇所の乳児院と10箇所の児童養護施設において、各一人ずつ合計12人の里親支援専門相談員が配置されており、県内を10地区に分け、児童養護施設ごとに担当地区を決めて、各施設の里親支援専門相談員が担当する地区内の里親家庭等への支援を行っています。また、乳児院の里親支援専門相談員は、里親へ措置変更となったケースのフォローを行っています。里親支援専門相談員については、里親研修等でのファシリテーター役や里親トレーニングにおける支援など里親との関わりを多く持って、里親との信頼関係を築くように努めています。

県内3地区にある里親会においては、交流サロンの開催等により里親間の交流を図り里親同士が支援しあう関係づくりを進めるほか、里親制度への理解を深めるため里親普及促進大会や研修会を各地区で開催しています。

### (2) 課題

このような中、国は、策定要領において、2020年度までに、各都道府県におい

て、里親支援に係る一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築することで、里親とチームとなり、質の高い養育を実現することを目指すとしています。

また、個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果に応じて、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に行われるべきものではないとされています。

フォスタリング業務には、以下のものがあるとされています。

- ・ 里親のリクルート及びアセスメント
- ・ 里親登録前後及び委託後における里親に対する研修
- ・ 子どもと里親家庭のマッチング
- ・ 子どもの里親委託中における里親養育への支援
- ・ 里親委託措置解除後における支援

国の通知を踏まえ、本県では、各支援機関が連携しながら一連の里親支援業務を効果的に実施していくため、里親を支援する関係機関が一体となって里親支援を行う「チーム養育」のコーディネート業務についても里親普及促進センターにおいて実施することとし、令和元年度から里親普及促進センターが中心となって、チーム養育の下で里親や里親登録希望者に対し切れ目のない支援ができる体制の構築を目指しています。

その取組の一つとして、里親支援機関が集まった実務者会議を3地区の児童相談所単位で2箇月に1回程度、全体で集まる実務者会議を4箇月に1回程度開催し、情報交換や里親支援の方策等について協議を行っています。

現時点では、チーム養育の取組を始めてからまだ期間が経っていないため、児童相談所や各里親支援機関との連携において、情報共有や役割分担の面で整理が必要な事項等があるといった課題もあります。今後、一体的に取り組むためにより良い連携方法等を検討していく必要があります。

また、各乳児院及び児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員についても、里親支援のスキルを向上させていく必要があります。

近年、児童虐待対応件数の増加により、児童相談所の児童福祉司が子どもと里親とのマッチング等の里親支援業務に十分に関わることができない実態があることから、里親等委託に専念できる児童福祉司の配置など児童相談所の体制の強化、また、児童福祉司の里親支援に関して資質の向上と専門性の強化も求められます。

### (3) 推進の方向性

#### ① 里親制度普及・促進

##### ア 普及啓発

今後、里親数を大きく増やしていくためには、里親制度について多くの県民に正しく理解してもらう必要があります。里親制度の啓発・広報活動を強化することにより、里親は代替養育を必要とする子どもを養育する「社会的養護の担い手」であるというイメージの浸透・拡大を図ります。

また、里親制度の普及のためには、市町村の協力が必要となることから、市町村と連携した広報啓発に努めます。

## イ 相談窓口

里親普及促進センターの専門相談窓口において、里親希望者や里親制度に関心のある方からの電話相談や来所相談に適切に対応していきます。

## ウ 研修事業

里親になることを希望する方が、里親として必要な知識や技術を確実に習得できるよう研修内容の充実に努めます。

### ② 里親の資質向上支援

代替養育を必要とする子どもには、背景に虐待等の複雑な問題を抱えた子どもが増えてきているため、専門里親に限らず、養育里親にもこのような問題に対応できる能力が求められます。このため、里親登録後の里親を対象とした養育力向上のための研修や里親トレーニングの充実に努めます。

### ③ 里親支援

委託を受けている里親が孤立することなく、適切な養育を行うことができるよう、里親普及促進センターが中心となって、各支援機関が連携してチーム養育による里親家庭支援を行っていきます。

里親が地域で子どもを養育していく上では、市町村や学校等の地域の関係機関の協力が必要となることから、市町村や学校と連携しながら里親家庭支援を行っていきます。

また、各地区里親会の活動の活性化を支援していきます。

さらに、里親等委託を推進できるよう、児童相談所の体制を強化するとともに児童福祉司の資質の向上と専門性の強化に努めます。

## (4) 具体的な取組

### ① 里親制度普及・促進

- 各種媒体（テレビ、ラジオ、新聞、SNS等）を活用するなど、効果的な広報啓発を行います。
- 里親会が実施する里親制度普及促進大会や交流会の開催を支援することにより、里親制度に対する県民の正しい理解を深めるとともに、里親間の交流を促進します。
- 市町村や市町村社会福祉協議会との連携による広報（市町村広報誌等への掲載等）を進めます。
- 全市町村において、必要な里親が確保されるよう、里親制度等に関する出前講座を市町村ごとに順次実施していきます。
- 里親普及促進センターにおける相談内容の充実に図ります。
- 里親養成のための研修内容を充実させ、養育力の高い里親を養成することにより、児童相談所におけるマッチングを支援します。

## ② 里親の資質向上支援

- 児童家庭支援センターにおける里親トレーニング事業の内容の充実を図ります。未委託里親を対象としたトレーニングでは、主として乳幼児の養育に関する実践的な知識や技術を習得できる内容に、委託中の里親を対象としたトレーニングでは、子どもとの良好な関係を構築し問題行動に適切に対応するための力を身につける内容となるよう努めます。
- 未委託里親に対し、ふれあい家庭での児童の受入れや、施設での養育実習を促すなど養育力の向上を図ります。
- 里親委託の経験が豊富で養育力が高い里親については、専門的なケアが必要な子どもを委託することができる専門里親を担ってもらえるよう研修受講を促します。

## ③ 里親支援

- 児童相談所や里親普及促進センターみやぎ及び各支援機関は、子どもと里親のマッチングが円滑に進むよう連携して取り組みます。
- 里親支援専門相談員が担当地区内の里親家庭を定期的に訪問し、里親の養育の状況や子どもの様子を確認し、養育上の不安や心配事に対し必要な助言を行います。里親の状況によっては、レスパイト・ケアを勧めるなどの支援を行います。
- 里親支援専門相談員は、訪問した里親家庭の状況について里親支援実務者会議において報告し、他の支援機関と情報を共有するとともに、特別な支援が必要な里親への支援の在り方について協議し、適切な役割分担の下でチームでの支援を行います。
- 里親委託中の子どもについては、市町村や学校との関わりがあるため、市町村や学校との連携を図り、必要な情報提供や支援について協力を依頼します。
- 里親会の機能強化及び活性化を図るため支援を行うとともに、里親サロン等にそれぞれの里親が主体的に参加できるよう支援します。
- 里親委託が解除となった場合には、里親及び子どもに対するフォローを丁寧に行います。特に不調に終わったケースについては、各支援機関も含めて、不調となった理由等について検証を行い、次の里親委託に繋げるための改善方法等を検討し、その結果に基づき里親に対し指導助言を行います。
- チーム養育が適切に行われるよう、各支援機関間の望ましい連携の在り方について検討を行い、里親普及促進センターが中心となって、里親等委託推進委員会や実務者会議の内容を充実させ連携を強化するとともに、支援機関職員を対象とした研修会等を実施することにより里親支援に携わる職員の資



質の向上を図ります。

- 各児童相談所に里親支援を専門とする児童福祉司を配置することにより、児童相談所の体制を強化するとともに、里親支援に関する研修を充実させることなどにより、里親等委託のより一層の推進を図ります。

### 3 指標

事 項	現況値	目標値	
	H30年度	R6年度	R11年度
里親等委託率	13.4%	27%	38%
3歳未満	—	36%	54%
3歳以上の就学前	—	30%	44%
学童期以降	—	25%	35%
登録里親数	127	187※1	227※2

※1 達成期限は、令和5年度末

※2 達成期限は、令和10年度末

## VI 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

### 1 現状

家庭における養育が困難又は適当でない子どもについては、施設や里親等の下で代替養育が行われることとなりますが、そのうち、家庭への復帰が可能な子どもについては、家庭復帰を見据えて児童相談所が作成した計画に沿って施設や里親による養育が行われます。

一方、長期間にわたり、親との交流がないなど、家庭への復帰が困難な子どもについては、永続的に安定した養育環境を保障すること（パーマネンシー保障）が重要であることから、そのための有効な選択肢である特別養子縁組について積極的な検討が行われるべきとされ、その前提として十分なアセスメントとマッチング等が必要とされています。

表6-1（再掲）は、本県の養子縁組成立件数を示しています。毎年2、3件程度（平成30年度は、4件。5年間の平均は、2.6件。）で推移しています。

○表6-1 養子縁組成立件数

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計	平均
普通養子縁組	2	2	1	1	0	6	1.2
特別養子縁組	0	1	1	1	4	7	1.4
合計	2	3	2	2	4	13	2.6

平成28年改正児童福祉法において、特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられたところですが、現在、児童相談所においては、里親研修会等で養子縁組に関する説明を行うほか、説明を希望される方に対しても随時説明を行っています。

また、里親普及促進センターにおいても、里親制度の説明の中で養子縁組に関する説明も行っています。

なお、県内には、民間の特別養子縁組のあっせん機関はありませんが、他県の民間あっせん機関を利用した特別養子縁組を行う世帯がある場合は、必要に応じ、児童相談所が民間あっせん機関と連携して支援を行っています。

### 2 課題

普通養子縁組や特別養子縁組を推進していくためには、養子縁組制度の啓発とともに里親委託推進の取組と連携した養子縁組の支援体制を充実させる必要があります。

令和元年の民法改正により、特別養子縁組制度の年齢要件が原則6歳未満から15歳未満（条件によっては18歳未満）まで拡充されました。乳幼児だけでなく、学童期の子どもも含めて、特別養子縁組を行うことが可能な制度となり、子どもにとっては、パーマネンシーが保障される対象者が増える改正内容となっていますが、年齢が上がることにより、精神面でのよりきめ細やかな支援が必要となると考えられます。

### 3 推進の方向性

国においては、現在、毎年500件から600件ほどで推移している特別養子縁組成立件数を概ね5年以内に約2倍に当たる年間1,000人以上とすることを目指しています。

これを本県の養子縁組成立件数に当てはめると、過去5年間平均は、2.6件ですので、10年後の令和11年度には5件となり、これを目標として取組を進めていきます。

保護者が死亡し、ほかに養育できる親族がいない子どもや長期間にわたり、親との交流がない子どもなどについては、養子縁組の積極的な活用を検討することとしますが、その検討に当たっては、子どもの最善の利益を考慮した十分なアセスメントを行います。

また、予期しない妊娠等により、実親による養育が困難と思われる乳児について、子どもの最善の利益を考慮して、できるだけ早期に養子縁組を見据えた里親委託を進める体制づくりについて検討します。

また、民法等の改正により、特別養子縁組に関する年齢要件は緩和されましたが、早期に安定的な環境を構築することが重要ですので、特別養子縁組が必要と判断される子どもについては、できるだけ早い段階で養子縁組の成立を目指します。なお、6歳以上の子どもについても、養子縁組が必要と判断される子どもについては、養子縁組の実現について検討を行います。

養子縁組里親のスキルアップを図るため里親トレーニングや乳児院でのボランティア受入れ等を充実させるなど、その機会を増やしていくことが必要です。

なお、他県の民間あっせん機関を利用した特別養子縁組を行う世帯がある場合には、児童相談所において必要な支援を行っていきます。

○表6-2 特別養子縁組成立件数の目標

	R6年度	R11年度
特別養子縁組成立数	4	5
増加件数	1	2

※ 増加件数：過去5年間の養子縁組成立件数（平均2.6件を3件と見込む。）に対する増加件数

### 4 具体的な取組

- 特別養子縁組制度に関する啓発をさらに進めることにより、制度の周知を図るとともに県民への理解を深めます。
- 保護者が行方不明であったり、長期間保護者との連絡が途絶えている子どもなど家族再統合が困難な子どもについては、パーマネンシー保障を実現する観点から特別養子縁組の成立について十分な検討を行います。
- 養子縁組の検討に当たっては、子どもの最善の利益を考慮した十分なアセスメントを行います。
- 予期せぬ妊娠等により、保護者による養育が困難と思われる生後間もない乳児について、特別養子縁組を見据えた里親委託を進める体制づくりについて検討し

ます。

- 児童のパーマネンシー保障については、早期に安定的な環境を構築することが重要であることから、特別養子縁組が必要と判断される子どもについては、できる限り早い段階での養子縁組の成立が望ましいことを念頭に置いて取り組みます。
- 児童相談所や里親支援機関職員を対象とした特別養子縁組に関する研修等を充実させます。
- 令和元年の民法改正により、特別養子縁組となる子どもの上限年齢が15歳未満に引き上げられたことを踏まえ、6歳以上の子どもについても養子縁組が可能と思われる子どもには養子縁組の検討を行います。
- 養子縁組里親に関する研修の内容の充実について検討を行います。
- 特別養子縁組が成立した後も、子どもや養親の状況について把握し、必要に応じて、市町村や地域の関係機関等と連携した支援を行います。
- 未委託で子育て経験がない養子縁組を希望する里親に対し、児童家庭支援センターでの里親トレーニングや乳児院でのボランティアを促すことにより、養育力を高める機会の増加を図ります。
- 他県の民間あっせん機関を利用した特別養子縁組を行う世帯がある場合などには、児童相談所において適切な支援を行っていきます。

## 5 指標

事 項	現況値	目標値	
	H26～H30平均	R6年度	R11年度
児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	2.6	4	5

## Ⅶ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### 1 本県の施設で養育が必要な子ども数の見込み

#### (1) 施設で養育が必要な子ども数

「Ⅳ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」で算出した本県の「代替養育を必要とする子ども数の見込み」は、令和6年度末が400人、令和11年度末が393人です。

一方、「Ⅴ 里親等への委託の推進に向けた取組」で算出した本県の「里親等委託が必要な子ども数」は、令和6年度末が108人、令和11年度末が148人です。

施設で養育が必要な子ども数は、「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から「里親等委託が必要な子ども数」を減じた人数ですので、表7-1のとおり令和6年度が292人、令和11年度が245人となります。

○表7-1 施設で養育が必要な子ども数

	R6年度	R11年度
代替養育が必要な子ども数	400	393
里親等委託が必要な子ども数	108	148
<b>施設で養育が必要な子ども数</b>	<b>292</b>	<b>245</b>
3歳未満	21	15
3歳以上の就学前	36	28
学童期以降	235	202

#### (2) 施設定員の算定のための係数による調整

##### ア 措置を必要とする子どもを確実に受入れ可能とするための係数による調整

児童養護施設は、性別や年齢といった子どもの属性や子どもの発達上の特性による相部屋の可否等から、定員＝措置可能人数とはなりませんので、必要な施設定員については、(代替養育必要子ども数－里親等委託子ども数)から算出した「施設での養育が必要となる実子ども数」に一定の係数を掛けて算出する必要があります。

##### イ 係数の算出方法

施設定員については、過去の入所実績等に基づき随時、見直しを行っており、現在の定員が措置が必要な全ての子どもを入所させるために必要な上限となりますので、実子ども数に対する定員数の比率が過去5年間の入所率の平均と同じとなるよう係数を設定します。

##### ① 児童養護施設

児童養護施設の平成26年度から平成30年度までの定員、入所子ども数及び入所率の状況は、表7-2のとおりであり、5年間の入所率平均は、76.0%です。

○表 7-2 定員、入所子ども数及び入所率の状況（児童養護施設）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
定 員	480	480	453	453	425
入所子ども数	370	352	340	337	342
入 所 率	77.1%	73.3%	75.1%	74.4%	80.5%
入所率平均	76.0%				

② 乳児院

乳児院の平成26年度から平成30年度までの定員、入所子ども数及び入所率の状況は、表 7-3 のとおりであり、5年間の入所率平均は、73.7%です。

○表 7-3 定員、入所子ども数及び入所率の状況（乳児院）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
定 員	35	35	35	40	35
入所子ども数	30	26	23	24	26
入 所 率	85.7%	74.3%	65.7%	68.6%	74.3%
入所率平均	73.7%				

※ 平成29年度は、定員35で試算している。

③ 係数

児童養護施設及び乳児院の係数は、それぞれ1.32（ $1 \div 76.0\%$ ）、1.36（ $1 \div 73.7\%$ ）となります。

ウ 係数による調整後の施設定員

(1)で算出した施設で養育が必要な子ども数にイ③で算出した係数を掛けて算出したものが表 7-4 になります。

○表 7-4 係数による調整後の施設定員

	R6年度	R11年度
係数による調整後の施設定員	384	323
3歳未満	28	20
3歳以上の就学前	47	37
学童期以降	309	266

(3) 施設定員の算定のための一時保護委託の増加対応に係る調整

ア 一時保護の増加の状況

表 7-5 は、平成26年度から平成30年度までの一時保護の状況を示しています。

代替養育を必要とする子ども数については、潜在的需要として、一時保護の増加に伴い、一時保護から措置等となる子ども数の増加は組み込んでいますが、一時保護委託子ども数については考慮していません。

一方で、一時保護子ども数の増加に関わらず、児童相談所の一時保護所内で保護できる子ども数は過去の実績等から240人程度が実質的な上限です。

また、一時保護ガイドラインにおいて「開放的環境」での一時保護が求められており、今後、施設等における一時保護の受入れ体制の整備は重要な課題となってくる。

○表 7-5 一時保護の状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
一時保護	380	328	366	439	463
所内一時保護	220	239	238	242	241
委託一時保護	160	89	128	197	222

#### イ 一時保護委託件数の増加の見込み

これまでの運用上、各施設が一時保護委託を受け入れる場合は、定員を上限としています（定員と実際の入所子ども数との差の範囲内で受入れ）が、今後、一時保護が増加し、委託子ども数が増加する場合には、その増加見込みを施設の定員に盛り込む必要があります。

表 7-6 は、平成26年度から平成30年度までの一時保護の状況を基に今後の一時保護子ども数を見込んだものです。

また、所内で一時保護する子ども数を毎年240人と仮定すると、委託一時保護の子ども数は、表 7-7 のとおりとなります。

以上から、平成30年度の委託一時保護子ども数に対する増加数は、表 7-8 のとおりとなります。

○表 7-6 一時保護子ども数の見込み

	R6年度	R11年度
一時保護子ども数の見込み	529	615
3歳未満	46	54
3歳以上の就学前	68	79
学童期以降	415	482

※一時保護子ども数は、回帰分析により算出した。

○表 7-7 委託一時保護子ども数の見込み

	R6年度	R11年度
委託一時保護子ども数の見込み	289	375
3歳未満	25	33
3歳以上の就学前	37	48
学童期以降	227	294

※一時保護子ども数は、回帰分析により算出した。

○表 7-8 委託一時保護子ども数の増加見込み（対平成30年度比）

	R6年度	R11年度
委託一時保護子ども数の増加見込み	67(5)	153(13)
3歳未満	6(0)	14(1)
3歳以上の就学前	8(1)	19(2)
学童期以降	53(4)	120(10)

※括弧内の数字は、一月当たりの増加数

#### (4) 施設定員（係数及び委託一時保護調整後）

委託一時保護の期間は、子どもの状況によって異なりますが、通常、1箇月前後です。したがって、係数による調整後の施設定員に一箇月当たりの委託一時保護児童の増加数を加えた人数を施設定員とします。

係数による調整及び委託一時保護調整を行った後の施設定員は、表 7-9 のとおりです。

令和 6 年度で 389 人、令和 11 年度で 336 人となります。

○表 7-9 施設定員（係数及び委託一時保護調整後）

	R6年度	R11年度
施設定員(係数及び委託一時保護調整後)	389	336
3歳未満	28	21
3歳以上の就学前	48	39
学童期以降	313	276

## 2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### (1) 現状

○ 平成31年 3 月末時点で、県内には、児童養護施設が、本体施設10箇所と地域小規模児童養護施設 3 箇所があり、入所児童数は、定員425人に対して342人で、入所率は80.4%となっています。

○ 乳児院は、2 箇所設置されており、平成31年 3 月末現在、定員35人に対して 23 人が入所しており、入所率は65.7%となっています。



- 各施設では、平成27年に策定した「宮崎県家庭的養護推進計画」に基づき、それぞれの状況に応じて、小規模化・地域分散化に向けて計画的に取り組んでおり、その結果、平成31年4月現在、11箇所の施設で計17の小規模グループケアが導入されているほか、地域小規模児童養護施設が4箇所設置されています。
- 児童養護施設や乳児院では、専任加算職員を配置し、発達上の課題を抱えたケアニーズの高い子どもへの支援のほか、里親等委託の推進や退所した子どもの自立への支援に取り組んでいます。具体的には、全ての乳児院と児童養護施設に里親支援専門相談員が配置されているほか、心理療法担当職員を配置している児童養護施設が8箇所、看護師を配置している児童養護施設が2箇所あります。
- 施設の多機能化の取組としては、複数の施設において、施設の定員を上限として、児童相談所からの委託を受けて子どもの一時保護を行うほか、市町村からの委託を受けて子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）等による子どもの受入れを行っています。
- 里親等委託を推進するため、全ての児童養護施設と乳児院に里親支援専門相談員が配置され、里親家庭訪問や里親制度の啓発等を行っています。
- ケアニーズの非常に高い子どもへの対応を行う児童心理治療施設が1箇所と不良行為等により生活指導等を必要とする子どもを受け入れる児童自立支援施設が1箇所設置されています。
- 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその子どもを入所させて保護し、自立促進のために生活の支援を行う母子生活支援施設は、現在、県内にはありません。

## (2) 課題

- 児童養護施設や乳児院は、これまで、高度な専門性を生かし、子どもを保護し養育するという重要な役割を担ってきたところですが、「家庭養育優先原則」を進める中においても、里親家庭での養育が困難な子どもなど施設での養育を必要とする子どもの養育を担う必要があります。そうした場合にも、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うことが求められます。
- 各施設においては、個々の実情に応じて、施設の小規模化・地域分散化の取組を進めていますが、一部の施設においては、現在の建物構造及び間取りでは、家庭的な養育環境に近づける小規模グループケアを行うことが困難な状況があります。
- 小規模化・地域分散化を進めるに当たっては、小規模なグループでの子どもとの関わりや組織内の連絡体制、効率的な運営方法などについて検討する必要があります。また、職員の理解や必要なスキルの獲得が必要となります。

- 県内には、日南・串間地域や西臼杵地域など児童養護施設が設置されていない地域があり、今後、施設の小規模化・地域分散化を進める中で、これらの地域への施設設置について検討を行う必要があります。
- 施設の高機能化及び多機能化・機能転換については、被虐待等の経験による愛着障がいや発達障がい等によりケアニーズが非常に高い子どもの受入れ、一時保護専用施設の設置、児童家庭支援センターとしての取組などが考えられますが、今後、施設の意向を確認しながら、その実現に向けた取組を進めていく必要があります。
- 特に困難な課題を抱えるケアニーズが非常に高い子どもに対して、多様な専門職による集中的なケアを行うためには、心理職や医師、看護師などの専門職の配置やユニットの小規模化等について検討していく必要があります。
- 施設がこれまで培ってきた児童支援機関としての専門性を生かして、里親委託の推進や地域の子どもや母親を支援する市町村との連携強化を図っていくことも求められます。
- 施設の小規模化・地域分散化、高機能化等を推進していくためには、必要な人材を確保するとともに個々の職員の専門的知識や処遇力を高めていく必要があります。
- 児童心理治療施設は高度な専門性及び専門職員を配置し、ケアニーズの非常に高い子どもへの心理治療、生活支援を行う役割を担ってきたところですが、今後、より一層の専門性を発揮するために、個々の職員の専門的知識や処遇力を高める必要があります。また、児童相談所や児童養護施設等との連携体制を図る必要があります。
- 児童自立支援施設は不良行為や家庭環境等の理由で生活指導が必要な子どもに対して、生活指導等を通して自立を支援する役割を担っていますが、子どもの問題行動の背景の中には、愛着障がいや発達障がい等もあることから、個々の職員の専門的知識や処遇力を高めていく必要があります。
- 母子が分離されることなく一緒に入所し、自立に向けた支援を受けられる母子生活支援施設の設置について検討を行う必要があります。

### (3) 推進の方向性

- 今後、社会状況が大きく変化する中においても、家庭的養護の推進を図りつつ、代替養育を必要とする子どもを確実に保護し養育を行っていきけるよう、施設定員の適切な管理を行っていきます。
- 施設に措置される子どもに対し、より家庭的な養育環境の下で適切な養育が行われるよう、個々の施設の実情を把握しつつ、必要な支援等を行いながら、

施設の小規模化・地域分散化を計画的に進めます。

- 施設の高機能化及び多機能化・機能転換において、施設の専門性を生かした機能の充実が図られるよう、各施設の意向や関係機関の意見を聞きながら、その実現に向けた取組を支援していきます。
- 施設の人材確保及び職員の資質向上を図るための支援を行います。
- 児童心理治療施設及び児童自立支援施設において、専門機関として求められるケアや養育、指導を適切に行えるよう、施設職員の資質向上を図ります。
- 母子生活支援施設の設置に向けて検討を行います。

#### (4) 具体的な取組

- 児童養護施設及び乳児院の定員については、今後の状況や動向を注視しながら、適切に管理対応していきます。
- 施設の小規模化及び地域分散化を計画的に推進します。
- 施設の高機能化及び多機能化・機能転換の具体的な推進方策を検討し、高度な専門性を生かした子ども家庭福祉サービスの充実に努めます。
- 里親支援専門相談員の活動を支援することにより里親支援機能の強化を図ります。
- 施設職員を対象とする研修の内容を充実させるとともに専門研修機関への職員派遣を支援するなど施設職員の資質向上に努めます。
- 施設職員加算の充実や給与の更なる改善について、国に要望するとともに、施設が必要な職員を確保できるための方策について検討します。
- 児童心理治療施設及び児童自立支援施設において、研修機関での職員研修や先進施設等への職員派遣を行うことにより施設職員の資質の向上を図ります。
- 母子生活支援施設の設置に向けて、市町村や社会福祉法人など関係機関との意見交換や協議を行います。
- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の推進に当たっては、具体的な事業と財源の確保が欠かせないことから、県予算の適切な確保とともに、国の支援策の積極的な活用を図っていきます。

[各施設における小規模化・地域分散化、高機能化、多機能化に係る計画]

事 項		現況値	目標値	
		R1年度	R6年度	R11年度
施設定員（目標）		455人	389人	336人
施設定員（各施設計画）		455人	407人	336人
児 童 養 護 施 設	入所数（定員）	420人	380人	315人
	小規模グループケア	95人 [14箇所]	162人 [25箇所]	201人 [36箇所]
	分園型小規模グループケア	0人	18人 [3箇所]	28人 [5箇所]
	地域小規模児童養護施設	24人 [4箇所]	71人 [12箇所]	86人 [15箇所]
乳 児 院	入所数（定員）	35人	27人	21人
	小規模グループケア	16人 [3箇所]	20人 [4箇所]	21人 [5箇所]
	分園型小規模グループケア	0人	0人	0人
	地域小規模児童養護施設	0人	0人	0人
法人運営型ファミリーホーム		0人	0人	30人 [5箇所]
心理療法担当職員の配置		10箇所	11箇所	12箇所
看護職員の配置（児童養護施設）		2箇所	4箇所	6箇所
職業指導員の配置（児童養護施設）		4箇所	5箇所	6箇所
里親支援専門相談員の配置（児童養護施設）		12箇所	12箇所	12箇所

3 指標

事 項	現況値	目標値	
	H31年度	R6年度	R11年度
施設定員（目標）	455人	389人	336人

## VIII 一時保護改革に向けた取組

平成28年改正児童福祉法により、一時保護の目的は、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化されました。

また、平成28年改正児童福祉法の理念を具体化するため、取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」においては、平成28年改正児童福祉法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示されました。

このことを受けて、平成30年7月に厚生労働省より示された「一時保護ガイドライン」では、一時保護は、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものであるものの、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であるとして、一時保護に関して指摘されている問題を解決し一時保護を適切に行うための実効ある見直しを進めることが求められています。

そのため、一時保護ガイドラインで示されている課題について、本県の状況を踏まえ、子どもの最善の利益を守る一時保護の在り方について見直しを行う必要があります。

### 1 一時保護所における一時保護児童数

#### (1) 現状

- 本県の各児童相談所の一時保護所の居室数は、中央児童相談所が7室、都城児童相談所が6室、延岡児童相談所が5室となっています。
- 全ての居室が複数人で利用できる構造となっていますが、子どもの処遇上の必要性やプライバシー保護の観点から、きょうだい児を同時に保護する場合や、一時保護児童数が多くやむを得ない場合を除いて、原則として一つの居室を一人で利用する運用を行っています。
- 一時保護所で受入れできる人数には限界があるため、児童養護施設や乳児院、里親等に一時保護を委託しています。近年、一時保護児童数は増加傾向にあり、特に、平成29年度以降は中央児童相談所からの委託一時保護件数の伸びが大きくなっています。(表8-1)
- 一時保護所の一日当たりの保護人員は、平成26年度の平均が10.1人で、平成30年度の平均は12.2人です(表8-1)。
- 一時保護所内の一人平均保護期間は、平成30年度は18.1日であり、全国平均29.6日(平成29年度)と比較して、短くなっています。
- 年齢別では「6～11歳」の区分が例年最も多くなっています。(表8-2)。一方で委託保護子ども数では、「0～5歳」の区分が増えており、特に平成29年度が105人で最も多くなっています。(表8-4)

○表 8 - 1 一時保護に関する統計（所内保護、委託保護）

（単位 人、日）

年度別 児童相談所別 区分		26				27				28			
		中央	都城	延岡	計	中央	都城	延岡	計	中央	都城	延岡	計
所内保護	実 人 員	129	56	35	220	117	82	40	239	99	113	26	238
	延 人 数 ※	2,186	841	660	3,687	2,229	578	738	3,545	2,006	1,325	452	3,783
委託保護	実 人 員	97	43	20	160	47	18	24	89	43	64	21	128
	延 人 数 ※	1,713	1,111	348	3,172	1,310	333	633	2,276	926	1,031	471	2,428
計	実 人 員	226	99	55	380	164	100	64	328	142	177	47	366
	延 人 数 ※	3,899	1,952	1,008	6,859	3,539	911	1,371	5,821	2,932	2,356	923	6,211
所内保護	一日平均保護人員(人)	6.0	2.3	1.8	10.1	6.1	1.6	2.0	9.7	5.5	3.6	1.2	10.4
	一人平均保護期間(日)	16.9	15.0	18.9	16.8	19.1	7.0	18.5	14.8	20.3	11.7	17.4	15.9
委託保護	一日平均保護人員(人)	4.7	3.0	1.0	8.7	3.6	0.9	1.7	6.2	2.5	2.8	1.3	6.7
	一人平均保護期間(日)	17.7	25.8	17.4	19.8	27.9	18.5	26.4	25.6	21.5	16.1	22.4	19.0

（単位 人、日）

年度別 児童相談所別 区分		29				30			
		中央	都城	延岡	計	中央	都城	延岡	計
所内保護	実 人 員	130	79	33	242	132	70	44	246
	延 人 数 ※	2,390	1,276	592	4,258	2,403	1,195	844	4,442
委託保護	実 人 員	102	75	20	197	133	63	26	222
	延 人 数 ※	2,343	2,349	587	5,279	3,238	1,565	500	5,303
計	実 人 員	232	151	53	439	265	133	70	468
	延 人 数 ※	4,733	3,625	1,179	9,537	5,641	2,760	1,344	9,745
所内保護	一日平均保護人員(人)	6.5	3.5	1.6	11.7	6.6	3.3	2.3	12.2
	一人平均保護期間(日)	18.4	16.2	17.9	17.6	18.2	17.1	19.2	18.1
委託保護	一日平均保護人員(人)	6.4	6.4	1.6	14.5	8.9	4.3	1.4	14.5
	一人平均保護期間(日)	23.0	31.3	29.4	26.8	24.3	24.8	19.2	23.9

※「延人数」欄は、福祉行政報告例に基づき、当該年度中に退所した子どもを計上している。  
（当該年度の前年度に保護され、当該年度中に退所した子どもを含む。）

○表 8 - 2 年齢別一時保護（所内保護、委託保護合計）

年齢 年度	年齢				年度 合計
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
平成26年度	86	124	101	55	366
平成27年度	90	110	70	37	307
平成28年度	71	128	113	40	352
平成29年度	128	150	98	53	429
平成30年度	91	177	129	60	457
合 計	466	689	511	245	1911

（福祉行政報告例より）

○表 8 - 3 年齢別一時保護数（所内保護）

年齢 年度	年齢				年度 合計
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
平成26年度	13	83	82	36	214
平成27年度	40	96	64	30	230
平成28年度	19	95	87	27	228
平成29年度	23	98	77	39	237
平成30年度	16	105	93	32	246
合 計	111	477	403	164	1155

（福祉行政報告例より）

○表 8 - 4 年齢別一時保護数（委託保護）

年齢 年度	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	年度合計
平成26年度	73	41	19	19	152
平成27年度	50	14	6	7	77
平成28年度	52	33	26	13	124
平成29年度	105	52	21	14	192
平成30年度	75	72	36	28	211
合計	355	212	108	81	756

（福祉行政報告例より）

## (2) 課題

- 一時保護所は、代替養育の場という性格を有することから、平成28年改正児童福祉法で示されている「家庭養育優先原則」に則り、一時保護所においてもできる限り良好な家庭的環境で個別的な対応ができるようにすることが求められています。そのため、児童虐待対応等のセーフティネットとしての機能と、できる限り小規模で家庭的な環境で子どもが生活することとのバランスを取りながら、本県の一時的保護所の現状を踏まえ、一時保護所の受入れ人数について検討する必要があります。
- 各児童相談所においては、原則として、きょうだい児以外は、居室を一人で利用させる運用を行っていますが、一時保護子ども数が居室数を上回る場合には、複数の子どもの同じ居室で利用させている現状があり、子どものプライバシーの保護等において課題があります。
- 今後、一時保護子ども数の増加が見込まれていますが、各児童相談所の置かれている現状から、現在受け入れている数以上の子どもを一時的保護所において受け入れることは困難であると思われます。

## (3) 具体的な取組

- 一時保護子ども数の増加の伸びが大きい中央児童相談所において、一時保護



所の個室整備を進めるなど、環境改善を図ります。

- 各児童相談所における一時保護においては、きょうだい児等特別な事情があるものを除き、原則として個室での対応を行うこととし、保護する子ども数は年間240人程度とします。
- 児童相談所の一時保護所で受入れできない子どもについては、児童養護施設や乳児院、里親等に一時保護を委託します。この場合に、各施設が確実に委託を受けられることができるよう、適正な施設定員を設定します。

## 2 委託による一時保護

### (1) 現状

- 委託により一時保護を行っている子ども数は、平成29年度以降大きく増加しており、平成30年度は222人となっています。
- 委託先として、児童養護施設、乳児院等の施設のほか、里親、グループホームに委託しています。各施設が一時保護の委託を受ける際は、施設定員の範囲内で受け入れています。
- 平成30年度に里親に一時保護委託された子どもは14人で、5世帯の里親が一時保護委託を受け入れました。

### (2) 課題

- 将来の委託一時保護子ども数の見込みは、令和6年度が529人、令和11年度が615人です（表7-7）ので、平成30年度の委託一時保護子ども数に対する増加数は、令和6年度が67人、令和11年度が153人となります。（表7-8）
- 今後増加が見込まれる一時保護される子どもを確実に受け入れることができるよう必要な委託先を確保しておく必要があります。
- 里親等への一時保護委託は、子どもの安全確保やアセスメントが可能である場合には、家庭における養育環境と同様の環境の下で養育されることから、子どもの最善の利益という点からも望ましいものと言えます。そのため、委託可能な里親等の確保に努めていく必要があります。

### (3) 具体的な取組

- 児童養護施設及び乳児院の施設定員の算定に当たっては、今後の一時保護子ども数の増加を見込んだ上で適切に設定し、状況の変化を踏まえ適切に管理していきます。
- 一時保護委託が可能な里親数を増加していくため、里親制度の広報・啓発を進めるとともに、里親養成のための研修内容の充実を図ります。

- 未委託里親を対象としたトレーニング受講やふれあい家庭事業での子どもの受入れ、施設での養育実習参加などを促し、里親の養育力を向上させることにより一時保護を委託できる里親の増加を図ります。
- 虐待や特別な支援が必要な子どもについても対応ができるような養育力のある里親を増加させるための研修の充実を図ります。
- ファミリーホームの設置を検討する里親や事業所にファミリーホーム運営に関する情報提供を行うなど、ファミリーホームの設置を促進します。

○表 8 - 5 一時保護委託先別児童数

委託先 年度	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	年度合計
平成26年度	0	95	29	4	0	12	0	4	5	149
平成27年度	0	36	23	1	1	7	1	4	12	85
平成28年度	0	66	21	0	14	12	1	6	3	123
平成29年度	0	91	43	0	7	10	4	21	10	186
平成30年度	0	132	23	0	10	17	3	14	7	206

○表 8－6 一時保護委託先別一日当たりの児童数

委託先 年度	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	年度合計
平成26年度	0.0	5.7	1.6	0.2	0.0	0.6	0.0	0.5	0.2	8.7
平成27年度	0.0	2.4	2.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.1	0.9	6.2
平成28年度	0.0	2.7	2.2	0.0	0.6	0.7	0.2	0.1	0.2	6.7
平成29年度	0.0	7.9	2.8	0.0	0.4	1.3	0.0	1.6	0.5	14.5
平成30年度	0.0	8.1	2.5	0.0	1.0	1.0	0.4	0.8	0.6	14.5
平均	0.0	5.3	2.3	0.0	0.4	0.8	0.2	0.6	0.5	10.1

### 3 一時保護専用施設

一時保護の形態として児童養護施設等への一時保護委託がありますが、一時保護ガイドラインでは、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する必要があり、児童養護施設等に一時保護専用施設を整備することなどにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましいとされています。

#### (1) 現状

- 県内には、一時保護専用施設を併設している児童養護施設等はありません。
- 児童養護施設への一日当たりの一時保護委託児童数は5年平均で5.3人ですが、平成29年度以降増加しており平成30年度は8.1人でした。(表8－6)
- 今後増加が見込まれる一時保護児童数のうち、児童相談所の一時保護所で対応できないものについては、児童養護施設等において対応できるよう施設定員を設定することとしており、現状のままでも対応は可能と思われませんが、入所児童等の混在を避ける上では、一時保護専用施設整備が望まれます。

#### (2) 課題

- 今後、一時保護児童数の増加が予想されることから、必要な受け入れ先を確保しておく必要があります。
- 一時保護専用施設を整備するためには、専用施設の整備や専任職員の配置が必要となりますが、特に人材の確保が課題となります。

### (3) 具体的な取組

- 一時保護専用施設の設置は施設の多機能化の一つであることや、一時保護される児童への適切な処遇が期待されるものであることから、一時保護専用施設の設置を検討する施設に対して情報提供を行うなどの支援を行い、一時保護専用施設の設置を促進します。

## 4 一時保護に関わる職員の育成及び専門性向上

一時保護の実施においては、保護期間中にその目的を達成し適切な支援を行う必要があることから、職員には、子どもの権利擁護や子どもの発達に関する知識など一時保護に関して必要な知識や子どもへの支援スキルの習得が求められます。そのため、人材の育成や専門性を高めるための取組が重要となります。

### (1) 現状

- 児童相談所の全職員を対象とした児童福祉に関する研修は実施していますが、一時保護所職員のみを対象とした研修は行っていません。
- 一時保護所の職員数が少なく、常時、児童に対応する必要があるため、研修への参加が難しい場合があります。

### (2) 課題

- 一時保護所職員を対象とした研修を実施する必要があります。その際、初任者、中堅職員、スーパーバイザーなど、求められる職位に応じた知識・技術取得のための研修の在り方についても検討を行う必要があります。
- 研修の開催時期、参加方法等、一時保護所職員に配慮して実施する必要があります。

### (3) 具体的な取組

- 一時保護所職員を対象とした研修の企画及び勤務形態に配慮した開催方法などを検討します。
- 一時保護所職員を対象とした中央研修への派遣を行います。

## 5 一時保護の環境及び体制整備

一時保護は、児童の安全確保やアセスメントを行うものですが、代替養育の場という性格も有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境の下で、個別性を尊重した対応がなされることが求められています。

また、閉鎖的な環境、開放的な環境いずれにも対応できる環境の整備を行うこと

が望ましいとされています。そして、開放的環境において子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの居住地での生活を可能にするため、子どもの意見も聞きながら子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能になることが望ましいとされています。

これらのことを踏まえ、本県における望ましい一時保護所の環境及び体制整備について検討する必要があります。

### (1) 現状

- 各児童相談所の一時保護所の居室は、全て複数人で利用できる構造となっており、個室として整備された居室はありませんが、児童の処遇上の必要性やプライバシー保護の観点から、きょうだい児を同時に保護する場合や一時保護児童数が多くやむを得ない場合を除いて、原則として一つの居室を一人で利用する運用を行っています。
- 代替養育を受けている子どもに対するアンケートでは、一時保護所の居室について、プライバシーを守るために一人部屋を希望する子どもがいる一方で、一人では寂しい、怖い、相談できる友達がいた方が良い等の理由で二人以上を希望する子どももいました。緊急保護などで急に生活環境が変化する一時保護所において、環境に慣れるまでの不安感などから複数での居室を希望していると考えられます。また、兄弟、姉妹において、同室を希望する傾向がありました。
- 一時保護された子どもは安全確保のため学校には通学していません。そうした子どもの学習環境を整備するために、学習指導協力員を配置しています。

○表 8-7 一時保護所で一緒に生活する居室の希望人数

#### 【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
1人部屋	48	41.4
2人部屋	29	25.0
3～4人部屋	15	12.9
5人部屋以上	7	6.0
その他(不明、希望なし等)	17	14.7
合計	116	100.0

#### 【里親委託・ファミリーホーム】

項目	回答数	割合 (%)
1人部屋	1	12.5
2人部屋	5	62.5
3～4人部屋	1	12.5
未回答	1	12.5
合計	8	100.0

○表 8-8 希望理由

< 1人部屋を希望 >

【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
一人になりたいから、一人で過ごす時間がほしい、慣れている	4	8.5
落ち着くから、静かだから	18	38.3
楽だから、気を遣わない、迷惑をかけない、けんかしない	9	19.1
自分だけの空間がほしい、自由に使える空間がほしい	6	12.8
なんとなく、ちょうどいい	1	2.1
その他 (高校生だから)	1	2.1
特になし	8	17.0
合計	47	100.0

【里親・ファミリーホーム】

項目	回答数	割合 (%)
落ち着けるから	1	100.0
合計	1	100.0

< 2人部屋を希望 >

【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
話や相談ができるから、楽しいから	4	13.3
落ち着くから、静かだから	3	10.0
一人は寂しいから、怖いから	10	33.3
兄弟といたい、特定の仲良しと一緒にいい	3	10.0
協力し合える、勉強を教えてもらえる	1	3.3
なんとなく、ちょうどいい	3	10.0
部屋が狭いから、広く使えるから	1	3.3
その他	3	10.0
特になし	2	6.7
合計	30	100.0

【里親・ファミリーホーム】

項目	回答数	割合 (%)
一緒に何かできるから。	1	20.0
落ち着くから、静かだから	2	40.0
一人は寂しいから、怖いから	2	40.0
合計	5	100.0

### < 3～4人部屋を希望 >

#### 【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
多い方が楽しいから、遊べるから	3	20.0
怖くないから、一人・二人だと心細いから	6	40.0
その他	4	26.7
特になし	2	13.3
合計	15	100.0

#### 【里親・ファミリーホーム】

項目	回答数	割合 (%)
一人は寂しいから、怖いから	1	100.0
合計	1	100.0

### < 5人部屋以上 >

#### 【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
多い方が楽しいから、遊べるから	2	28.6
多い方がいい、みんなと一緒にいい	1	14.3
怖くないから、少ないと心細いから	1	14.3
多いほうが落ち着ける、大人数に慣れている	1	14.3
その他	2	28.6
合計	7	100.0

## (2) 課題

- 各児童相談所においては、原則として、きょうだい児以外は、居室を一人で利用させる運用を行っていますが、一時保護児童数が居室数を上回る場合には、複数の児童を同じ居室で利用させている現状があり、子どものプライバシーの保護等において課題があります。
- 安全が確保されると認められる児童が一時保護所や委託先から通学できるようにすることが望まれます。
- 一時保護した児童で通学が困難な子どもがいるため、学習指導協力員の適切な配置により、学習環境を整えることが必要です。

## (3) 具体的な取組

- 一時保護児童数の増加の伸びが大きい中央児童相談所において、一時保護所の個室整備を進めるなど、環境改善を図ります。
- 安全が確保されると認められる児童が一時保護所や委託先からの通学が可能となるための方策について検討します。

- 実際に原籍校に通学できる児童は限られると思われるため、引き続き一時保護所に学習指導協力員を配置し、学校と連携しながら学習環境を整えるとともに、子どもの学習を支援する様々な資源の活用について検討します。

## 6 一時保護における子どもの権利擁護

一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、一時保護される子どもに対して、守られるべき権利や制限される内容、権利が侵害された場合の解決方法等に関して、子どもの年齢や理解に応じて説明を行う必要があります。

また、一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要であり、一時保護所を退所する子どもの意見を聴取し一時保護所の環境や運営の改善に繋げていくことも重要です。

加えて、一時保護中の児童に対する暴力などの被措置児童等虐待の防止を図るとともに、被措置児童等虐待が発生した場合の迅速適切な対応や再発防止策を講じる必要があります。

こうした、一時保護における子どもの権利を守るための本県の取組について検討する必要があります。

### (1) 現状

- 一時保護された子どもに対して、保護開始時に一時保護中に制限される内容等について口頭で説明を行っていますが、全ての子どもに対して「子どもの権利ノート」の配付は行っていません。また、一時保護所を退所する子どもへのアンケートは行っていません。
- 被措置児童等虐待の防止及び発生後の適切な対応に資するため「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を策定し、事案が発生した場合には、事実確認後、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇部会に報告し、虐待を受けた子ども等の支援や処分、再発防止のための指導等を行うこととしていますが、平成30年度までの5年間では一時保護所での被措置児童等虐待事案は発生していません。



○表 8-9 一時保護所でよかったと感じたこと（自由記述・複数回答）

【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
ご飯がおいしい、みんなでご飯を食べられる	4	3.4
規則正しい生活ができた	1	0.9
みんながやさしくしてくれた、ほめてくれた	9	7.8
人との関わり（コミュニケーション）、友達ができた	6	5.2
運動・活動・体験が楽しかった、外出が楽しかった	29	25.0
テレビ（DVD）が見れた、ゲームができる、読書ができた（好きなこと）	6	5.2
職員に相談できた、話を聞いてくれた、教えてもらった、そばにいてくれた	4	3.4
できることが増えた、自信がついた、体力	2	1.7
落ち着いて生活できた、気持ちの整理ができた、気持ちを入れかえられた、楽になった	7	6.0
思いつかない、覚えていない、分からない	18	15.5
特になし、ない、あまりない、ほとんどない	26	22.4
その他	4	3.4
合計	116	100.0

【里親・ファミリーホーム】

項目	回答数	割合 (%)
ご飯がおいしい。みんなでご飯を食べられる。	1	12.5
運動、活動、体験が楽しかった。勉強を教えてもらった。	1	12.5
職員に相談できた。悩みを解決できた。夢ができた	2	25.0
落ち着いて生活できた。安心できた。	2	25.0
未回答	2	25.0
合計	8	100.0

○表 8-10 一時保護所で困ったこと、嫌だと感じたこと（自由記述・複数回答）  
【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
他児との交流制限（知り合いの情報や個人的な話を してはいけない、過去の話をしてはいけないなど）	1	0.9
日課への不満、ルールが厳しい、制限が多い、自由 がない	11	10.0
スマホ・ケータイ、ゲーム、漫画	1	0.9
集団生活の負担（プライバシー、物音、うるさいな ど）	0	0.0
職員からの指導、かかわり、行動への不満	5	4.5
面会ができない、親と会えない	2	1.8
人間関係のトラブル、いじめ、嫌なことをされる、 悪口、けんか	12	10.9
施設的环境設備（狭い、汚い、古い、など）	2	1.8
ある、たくさんある	2	1.8
特になし、ない、あまりない、ほとんどない	52	47.3
思いつかない、覚えていない	20	18.2
その他	2	1.8
合計	110	100.0

【里親・ファミリーホーム】

項目	回答数	割合 (%)
他児との交流制限（知り合いの情報や個人的な話を してはいけない、過去の話をしてはいけないなど）	1	11.1
日課への不満、ルールが厳しい、制限が多い、自由 がない	1	11.1
集団生活の負担（プライバシー、物音、うるさい、 年齢の違いなど）	2	22.2
特になし	3	33.3
未回答	2	22.2
合計	9	100.0

○表 8-11 一時保護所での生活をよりよくするための希望、要望、提案（自由記述・複数回答）

【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
自由な時間がほしい (外出、自由時間、テレビなど)	1	0.9
ルールを緩和してほしい、見直してほしい	5	4.3
行事を増やしてほしい	4	3.4
職員の改善 (関わり方、人数、声かけ)	2	1.7
設備をよくしてほしい	4	3.4
今のままでよい	1	0.9
その他	2	1.7
ない、特にない、思いつかない	96	82.8
変わらない (書いても変わらない)	1	0.9
合計	116	100.0

【里親・ファミリーホーム】

項目	回答数	割合 (%)
自由な時間がほしい (外出、自由時間、テレビなど)	2	25.0
職員の関わり (もう少し話したい等)	1	12.5
特にない	5	62.5
合計	8	100.0

(2) 課題

- 一時保護所に入所する児童への権利擁護に関する説明を徹底する必要があります。
- 一時保護所を退所する子どもの一時保護所に対する意見や評価を把握し、一時保護所の運営改善に繋げていく必要があります。
- 一時保護所に対する第三者評価は実施していないため、第三者による評価導入、児童福祉審議会（本県の場合、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇部会）での意見表明の方法についての検討と整備が必要です。

(3) 具体的な取組

- 各児童相談所の職員が、一時保護ガイドラインの内容を理解するとともに、子どもの権利擁護に配慮した適切な対応を行います。
- 一時保護する子どもに対して、権利や制限される内容等について、「子どもの権利ノート」を活用するなどして丁寧に説明します。
- 第三者評価の導入を検討します。
- 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇部会での意見聴取の方法につい

て、国による調査内容を踏まえながら本県での実施方法について検討します。

## 7 指標

事 項	現況値	目標値	
	H30年度	R6年度	R11年度
一時保護委託里親数	5	15	25

## Ⅸ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

### 1 現状

児童養護施設や里親等の下で育った子どもたちが、社会に出て安定した生活を送り自立できるようにするため、本県では、以下の支援を行っています。

#### (1) 児童養護施設

各児童養護施設において、社会的自立に向けた講習会や相談支援を行うほか、自立支援に関する委員会を設け、年齢や性別に応じて、自立に向けた講習会の企画や個別相談を行っています。また、4箇所の子童養護施設では、職業指導員を配置し、入所している子どもの進路相談や自立訓練、職業相談などを行っています。

さらに、退所した子どもへのアフターケアとして、各施設において、退所した子どもからの相談に対応したり、見守り支援を行っています。

#### (2) 自立援助ホーム

自立援助ホームは、義務教育を終了した15歳から20歳未満（条件により22歳まで）の主に児童養護施設等を退所した子どもや家庭で暮らすことが難しい子どもが入居し、自立を目指す施設です。自立援助ホームでは、相談その他の日常生活上の援助や生活指導、就業の支援等を受けられ、県内には令和元年4月時点で2箇所設置されています。このうち1箇所は、自立援助ホームの機能を有した子どもシェルターです。

児童養護施設等は、新規措置をできるのが18歳未満であるのに対し、自立援助ホームは、20歳に達するまで新規入居することができるため、一人で生活する上で様々な困難を抱えている利用者の重要な受け皿となっています。

#### (3) 退所児童等アフターケアセンター

児童養護施設や里親等の下を離れて社会に出た子どもは、地域社会において自立生活を送る際に様々な生活又は就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければなりません。

退所児童等アフターケアセンター（以下「アフターケアセンター」という。）は、これらの子どもに対して、生活や就職に関する相談や就職後のフォローアップを行うとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、社会的自立の促進を図ることを目的とする支援機関です。

県では、平成29年度からNPO法人に委託してアフターケアセンターを1箇所設置しています。

アフターケアセンターでは、児童養護施設等に入所中から子どもたちと関わり、自立に向けた講習の開催や進路相談を行うことで、施設や里親などの生活から離れた後の自立の意識付けを図っています。また、施設退所後は、子どもからの相談に対応し、必要に応じて継続支援計画を策定し継続的な支援を行うなど、退所児童等が安定した社会生活を送ることができるよう支援しています。

#### (4) 経済的支援

##### ① 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

県では、児童養護施設や里親等の下で養育された子どもたちを対象として、就職した者には就職後2年間の家賃を、進学した者には修学中の家賃と生活費を貸与しています。いずれも貸付後5年間修業を継続した場合には返還を免除します。また、資格取得に要する資金の貸付けも行っています。国の交付金を活用した事業で平成28年度から実施しています。

##### ② 普通自動車運転免許取得費用の一部免除

宮崎県指定自動車学校協会、宮崎県児童福祉施設協議会及び県とで協定を結び、児童養護施設や里親等の下で養育された子どもの普通自動車運転免許取得費用の一部を免除しています。

#### (5) 身元保証

県では、国の身元保証人確保対策事業を活用して、児童養護施設等で養育された子どもたちに対して、その後の就職、住宅等賃借、大学等進学の際の身元保証を行い、自立を支援しています。

## 2 児童養護施設措置児童及び里親等委託児童の意見

施設等退所後の自立に関して当事者である子どもたちがどのように感じているかを把握するため、児童養護施設に入所している子どもや里親等に養育されている中学生以上の子どもに対し、児童相談所の職員がヒアリングによる調査を行いました。

調査は、令和元年7月から8月にかけて、児童養護施設に措置されている子ども144人、養育里親に措置されている子ども13人及びファミリーホームに措置されている子ども4人に対し、行うことができました。

調査の結果は、以下のとおりです。

- 「自立に対する不安」の問いでは、「お金（金銭管理、収入）への不安」が最も多く挙げられ、次いで、「自立できるか不安」が多くなっており、「仕事」や「生活習慣」、「人間関係」といったことへの不安が挙がっています。
- 子どもの6割以上が「自立に向けた取組を行っている」と回答し、そのうち最も多かったのが「学校や資格取得、勉強」となっています。次に多かったのは、「生活習慣（炊事、家事の練習、一人暮らしの練習）」でした。
- 「自立に向けて必要だと思うこと」の問いでは、「生活習慣」が最も多く、次いで、「コミュニケーション、人間関係」、「感情のコントロール」、「知識・資格・技術」などが挙げられています。
- 「自立に向けて希望する支援」の問いでは、半数以上が「特になし、今のままでよい」と回答していますが、具体的な希望として「入所中・退所後の相談、

サポート」、「応援・見守り」、「勉強や進路に関する情報・助言」などがありました。

○表 9-1 自立に向けた取組の有無  
【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
ある	90	62.5
ない	45	31.3
未回答、不明	9	6.3
合計	144	100.0

【里親委託・ファミリーホーム】

項目	回答数	割合 (%)
ある	9	69.2
ない	4	30.8
合計	13	100.0

○表 9-2 自立に対する不安（自由記述・複数回答）

項目	回答数	割合 (%)
仕事、資格への不安	6	12.2
お金への不安	11	22.4
生活習慣	6	12.2
人間関係への不安	5	10.2
親との関係	2	4.1
漠然とした不安（自立できるのかなど）	9	18.4
健康面	1	2.0
制度の手続き	1	2.0
ない、特にない、思いつかない	2	4.1
わからない、知らない	3	6.1
その他	3	6.1
合計	49	100.0

○表 9-3 自立に向けて取り組んでいること（自由記述・複数回答）

【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
学校、勉強、練習、資格取得	58	61.1
貯金、金銭管理	4	4.2
生活習慣（家事、炊事等も含む）	14	14.7
いろいろなことへの挑戦	2	2.1
アルバイト	5	5.3
あいさつ、マナー	3	3.2
コミュニケーション、人間関係	5	5.3
気持ちのコントロール	1	1.1
その他	3	3.2
合計	95	100.0

【里親・ファミリーホーム】

項目	回答数	割合 (%)
学校、勉強、練習、資格取得	6	66.7
アルバイト	1	11.1
生活習慣	1	11.1
コミュニケーション、対人関係、過去の整理	1	11.1
合計	9	100.0



○表 9-4 自立に向けて必要だと思うこと（自由記述・複数回答）

【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
知識、資格、技術	11	7.3
お金の使い方、金銭管理	10	6.7
生活習慣（家事、炊事等も含む）	25	16.7
あいさつ、マナー、社会通念	22	14.7
コミュニケーション、人間関係	17	11.3
アルバイト	2	1.3
病院、制度の手続き	2	1.3
感情のコントロール、判断力、計画力、（生活力）	13	8.7
ない、特にない、何もしていない	18	12.0
考えたことがない、思いつかない、わからない、知らない	25	16.7
自分のことは自分です	1	0.7
その他	4	2.7
合計	150	100.0

【里親・ファミリーホーム】

項目	回答数	割合 (%)
知識、資格、技術	2	14.3
お金の使い方、金銭管理、経済力	2	14.3
生活習慣（家事、炊事等も含む）	4	28.6
自分の意見を言うこと	2	14.3
考えたことがない、思いつかない、わからない、知らない	3	21.4
合計	14	100.0

○表 9-5 自立に向けて希望する支援（自由記述・複数回答）  
【施設入所児童】

項目	回答数	割合 (%)
勉強、仕事の情報などの知識・情報を教えてほしい	5	4.0
金銭面のサポート	4	3.2
生活訓練（家事、炊事等も含む）、自立体験、就労体験（アルバイト）	3	2.4
病院、制度の手続きを教えてほしい	1	0.8
入所中・退所後の相談、サポートをしてほしい	7	5.6
応援してほしい、見守ってほしい	5	4.0
施設を出たい、家に帰りたい	5	4.0
ない、特にない、今のままでよい	54	43.5
考えたことがない、思いつかない、わからない、知らない	22	17.7
頼らない、自分で解決する、何もしなくてよい	3	2.4
その他	15	12.1
合計	124	100.0

【里親・ファミリーホーム】

項目	回答数	割合 (%)
勉強、仕事の情報などの知識・情報を教えてほしい	1	7.7
金銭面のサポート	1	7.7
早く出たい	1	7.7
特にない	4	30.8
頼らない、自分で解決する、何もしなくてよい	1	7.7
未回答	5	38.5
合計	13	100.0

### 3 課題

- 児童養護施設や里親等の下で育った子どもたちの社会的自立においては、一般の家庭で育った子どもたちと変わらぬ社会への公平なスタートを切り、社会人として自立した生活を送れるようになることが重要ですが、虐待を受けるなど不安定な養育環境の中で育った経験を持つ子どもは、他者との関わりに不安を抱いたり、自信を失っている子どもも多く、自立に向け生活能力を高めるためには、安心できる場所で大切にされる体験を通じ、自己肯定感を育み、自己決定する力を養うことが基本となります。そのため、家庭に近い環境の下で温かい愛情に包まれながら適切な養育を受け、安定した生活を送る中で、他者の意見を受け入れるなど共生する力、生活スキルや社会的スキルを獲得していける力を育てていく必要があります。
- また、衣食住に関する生活管理、金銭管理、健康管理などの基本的な生活習慣を身につけるとともに、施設入所中から子どもたちに自立に向けた意識を持たせ、社会人に求められるマナーの習得や退所後の将来設計を考えさせるなど、自立のための段階的な支援を行っていく必要があります。
- 代替養育の下で育つ子どもは、経済的基盤が脆弱であることから、将来の進路

の選択肢が狭まってしまいがちです。社会的養護の下で育った子どもたちが、希望する進路を選択できるための経済的支援が必要となります。

- 親族など頼れる存在がないことにより、身元保証や連帯保証を伴う契約を結ぶことが困難な状況があることから、身元保証等を行っていく必要があります。
- 施設等を退所し、自立した後においても、日常的な困りごとや対人関係、就労、各種手続き等、自立生活上の様々な問題について相談できる体制をさらに充実させる必要があります。
- 平成28年改正児童福祉法では、アフターケアセンターなど子どもの自立を継続的に支援するための仕組みが整備されたところであり、必要に応じてその効果的な活用を検討していく必要があります。

#### 4 推進の方向性

- 施設入所中の子ども等に対して、基本的な生活習慣や学習習慣の定着が図られるよう支援します。
- 施設入所中の子ども等に対して、社会的自立についての理解を促し、将来の自立生活の準備ができるよう支援します。
- 施設入所中の子ども等が希望する大学等への進学を選択できる環境づくりを進め、大学等への進学を促進します。
- 就労を目指す子どもの職業観・勤労観を育成し、幅広い職業選択が図られるよう支援します。
- 施設等を退所し自立した子どもの就労や社会生活が、円滑かつ安定したものとなるよう支援します。

#### 5 具体的な取組

##### (1) 代替養育における養育中から自立に向けた支援

- 施設に入所している子ども等に対して、施設等での適切な養育を通して、基本的な生活習慣や学習習慣の定着が図られるよう支援します。
- 施設等に入所しているときから自立に向けた支援の充実が図られるよう、施設における専任職員の配置や、アフターケアセンターによる講習、個別相談の機会の拡充が図れるよう働きかけます。また、自立支援に関する成功事例や実践事例の共有などを図り、宮崎県児童福祉施設協議会やアフターケアセンター等と自立支援策の充実に向けた検討を行います。
- アフターケアセンターが退所後の自立の相談窓口であることについて、施設に入所している子ども等に周知し、理解を深めるとともに、入所中からの相談

支援をセンターが円滑に行うことができるよう児童養護施設等との連携強化を図ります。

## (2) 自立に向けた段階的な支援

- 自立生活能力が十分でない状態で子どもを退所させることがないよう、児童相談所等と関係機関とが連携し、必要に応じて20歳に達するまでの措置延長や自立援助ホームへの入居などを適切に行います。
- 自立援助ホームの利用者の状況等に応じて、国の就学者自立生活援助事業の活用について検討を進めます。また必要に応じて、自立援助ホームの定員の確保、新たな施設の設置を検討します。

## (3) 退所後の支援

- 児童養護施設とアフターケアセンターの連携を強化することにより、退所後の子どもたちが困難に直面した際の相談支援の更なる充実を図ります。
- アフターケアセンターにおける、自立した子どもたちが定期的に集まる場の設置や情報交換、仲間づくり等の取組の充実を図ります。

## (4) 生活安定・資格取得のための経済的支援、身元保証

- 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業において、大学等への就学や就労に伴う生活費、家賃、資格取得費用について貸付けを行います。
- 宮崎県指定自動車学校協会、宮崎県児童福祉施設協議会及び県との普通自動車運転免許取得費用の一部免除に関する協定を引き続き継続して行っていただけるよう働きかけることにより、運転免許証の取得を支援します。
- 国の身元保証人確保対策事業を活用して、退所児童等の身元保証等を行い、円滑に社会生活を送れるよう支援します。

## 6 指標

事 項	現況値	目標値	
	R1年度	R6年度	R11年度
自立援助ホームの実施箇所数、入居者数	2箇所/12人※1	3箇所/18人	4箇所/24人
児童養護施設入所児童の大学等進学率	34.8%※2	県内の大学等進学率と同水準	県内の大学等進学率と同水準

※1 令和元年度現在

※2 平成29年度現在

## X 児童相談所の強化等に向けた取組

### 1 現状

- 児童相談所は、児童福祉法の規定に基づく児童福祉のための専門機関で、子どもに関する様々な相談に対応しています。県内には、県が設置した3箇所の児童相談所（中央、都城、延岡）があり、各児童相談所の管轄区域の状況は、図10-1のとおりです。
- 各児童相談所においては、次の4つの機能を担っています。
  - ① **市町村援助機能**  
市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助を行う。
  - ② **相談機能**  
子どもに関する家庭やその他からの相談のうち、専門的な知識、技術を必要とするものについて、必要に応じて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う。
  - ③ **一時保護機能**  
必要に応じて子どもを家庭から分離して一時保護する。
  - ④ **措置機能**  
在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親等委託
- 各児童相談所には、児童福祉司や児童心理司、保健師などの専門職が配置されていますが、これらの職種については、平成28年に国が策定した「児童相談所強化プラン」に基づき、計画的な増員配置を進めてきました。また、法的な助言を求めるため弁護士と助言指導等契約を結ぶほか、嘱託医として任用した医師に必要に応じて診断を依頼するなどの体制を取っています。
- 県内の児童相談所における相談対応件数の総数は、近年大きな変化はありませんが、児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、平成30年度の本県の児童相談所における対応件数は、1,379件と過去最多となりました。また、平成30年度の全国の児童相談所の相談対応件数も159,850件（速報値）と過去最多となっています。
- 本県の児童虐待相談対応件数が大きく増加した要因としては、子どもがDVを目撃したことを心理的虐待として捉えた警察からの通告件数が平成29年度以降急増したことが大きな要因となっていますが、平成30年3月の東京都目黒区での虐待による死亡事件以降、全国で悲惨な児童虐待死亡事案が相次いで発生し、報道で大きく取り上げられたことにより、県民の児童虐待への関心が高まり、近隣住民等からの通告が増加したことも要因と考えられます。

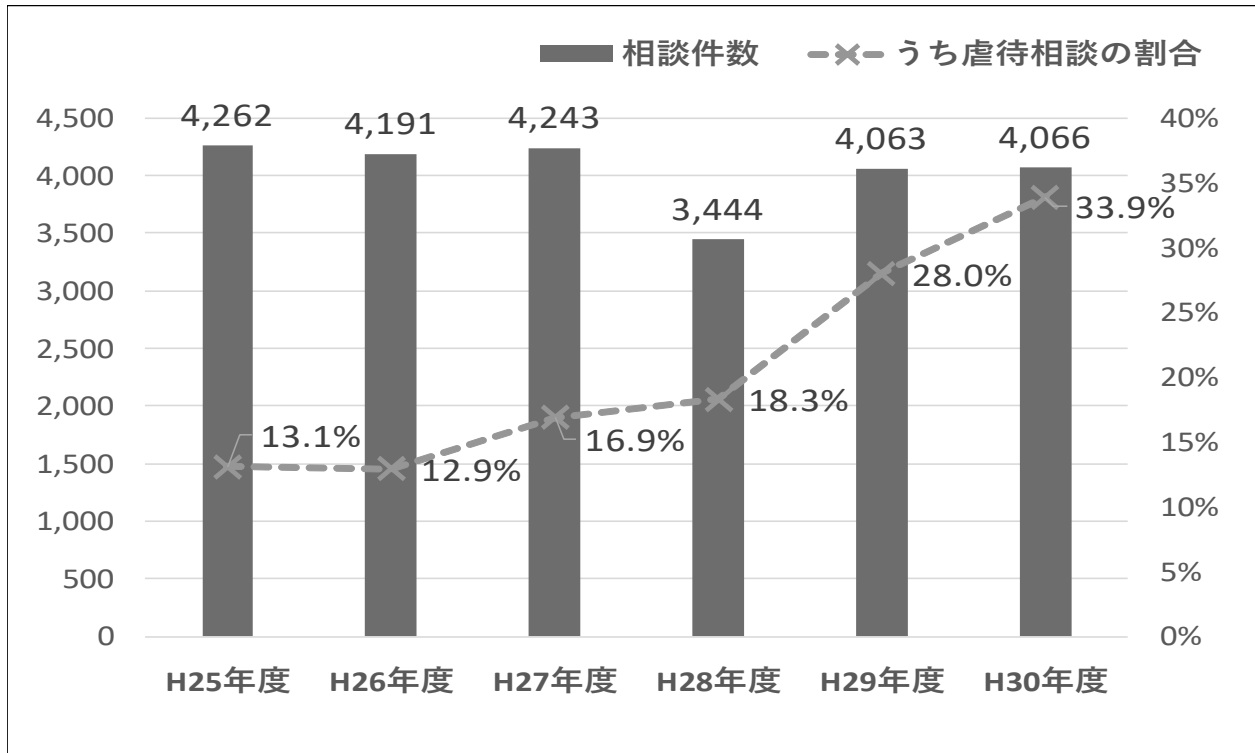
- 国は、平成30年12月に、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、2022年度までに全国で児童福祉司を約2,000人増員することなどの目標が示されました。また、令和元年6月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「令和元年改正児童福祉法」という。）が可決・成立し、保護者等による体罰が禁止されるほか、児童相談所への弁護士や医師の配置など体制の一層の強化を図ることや、法施行後5年間を目途に、国は中核市が児童相談所を設置できるよう必要な支援措置を講じることなどが規定されました。

○図10-1 各児童相談所の管轄区域



管内人口は平成30年10月1日現在

○図10-2 児童相談所における相談件数及び虐待相談対応件数の推移



(単位：件)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
相談件数	4,262	4,191	4,243	3,444	4,063	4,066
うち虐待相談件数	560	540	715	631	1,136	1,379
虐待相談の割合	13.1%	12.9%	16.9%	18.3%	28.0%	33.9%

○表10-1 児童相談所における専門職の配置数(平成31年4月1日現在)

(単位：人)

	児童福祉司	児童心理司	保健師
中央児童相談所	15	6	1
都城児童相談所	8	3	1
延岡児童相談所	7	3	1
計	30	12	3

## 2 課題

- 児童虐待相談対応件数が年々増加傾向にある中で、子どもの安全を確認するための虐待通告受理後48時間ルール of 徹底など児童相談所が増加する相談に適切に対応していくためには、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司、弁護士、医師等の配置を計画的に行っていく必要があります。
- 令和元年改正児童福祉法において、児童相談所が法的権限をためらわずに行使して子どもの安全を最優先に対応するために、常に弁護士の法的知識が活用でき



る体制を整備する必要があるとして、児童相談所への弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うことが規定されたところであり、早期の配置が求められますが、現時点では、いずれの児童相談所においても、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に支援を行う体制は整備されていません。

- 児童相談所の人員体制の強化については、人員増とともに職員の資質向上が求められています。
- 今後、児童相談所職員の増員が見込まれる中で、これまでの児童相談所の体制強化の取組により、いずれの児童相談所も手狭となっており、執務スペースの確保が課題となっています。
- 児童相談所が子どもの相談に係る専門的な機関としてその機能を十分に果たしていくためには、市町村や警察、教育委員会、女性相談所など関係機関との適切な役割分担による連携体制を強化していくことが求められます。
- 児童相談所と警察との連携については、県と県警本部で取り決めた「児童虐待事案等における情報提供に関する協定」（平成29年10月24日付け）や、国が示した基準を踏まえ、県と県警本部で取り決めた情報共有の運用ルール（平成30年10月22日付け）に基づき、児童相談所と警察が情報を共有し協力して児童虐待事案に対応するほか、子どもの安全確保を迅速かつ確実に行うため、立入調査などを想定した児童相談所と警察との合同訓練を実施しているところですが、情報共有の在り方の改善など、更なる連携強化を図っていく必要があります。
- 県内で唯一の中核市である宮崎市は、令和元年10月1日現在、児童相談所の設置については、「設置の有無も含めて検討中」という意向を示していますが、「児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について」（平成30年7月20日付け子発0720第6号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、都道府県は中核市の児童相談所の設置に対し支援を行うこととされていることから、県としては、情報の提供や助言など、今後も、宮崎市における児童相談所の設置について支援を行っていく必要があります。

### 3 推進の方向性

- 平成30年12月に国により示された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（以下「新プラン」という。）を踏まえた児童相談所の体制及び専門性の強化を図ります。
- 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため市町村や警察、教育委員会、女性相談所など関係機関と児童相談所との連携の強化を図ります。特に、子どもの迅速かつ確実な安全確保のため警察との更なる連携強化に努めます。
- 児童相談所及び児童相談所職員が十分にその機能や能力を発揮できるよう、執務環境の改善整備を進めます。

- 中核市の児童相談所設置については、国の動向を注視しながら、宮崎市に対し必要な支援を行っていきます。

#### 4 具体的な取組

- 新プランの配置基準に基づき、児童福祉司等の増員をはじめとする体制の強化及び専門性の強化を図ります。
- 令和4年度からの令和元年改正児童福祉法施行までに、3箇所の子どもの相談支援センターが常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に支援が行える体制を整備します。
- 児童相談所に配置された職員が求められる役割を果たすことができるよう、職員の資質向上を目的とした研修の充実などにより専門性の強化を図ります。
- 市町村や警察、教育委員会、女性相談所など関係機関と連携し情報共有を図ることで児童虐待の未然防止や早期発見につなげるとともに、適切な役割分担の下で子ども家庭への支援がきめ細やかに行える体制づくりを進めます。
- 児童相談所と警察とのより良い情報共有の在り方について検討するとともに、定期的に合同訓練を実施するなど、子どもの安全を迅速かつ確実に確保できる連携体制を整え維持します。
- 児童相談所の人員体制の強化を踏まえ、働きやすい執務環境の整備を進めます。
- 宮崎市における児童相談所設置について、今後も、国の支援制度などの情報提供を行い、意向確認を継続しながら、必要な支援を行っていきます。

#### 5 指標

事 項	現況値	目標値	
	H31年度	R6年度	R11年度
児童福祉司の配置数	30	国の定める配置基準を満たす	